

## 案

### 重点届出区域におけるデジタルサイネージ等取扱要綱の一部を改正する要綱

重点届出区域におけるデジタルサイネージ等取扱要綱の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）の改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものを加える。

改正後	改正前
(目的) 第1条 この要綱は、大阪市景観計画に定める重点届出区域（以下「重点届出区域」という。）において、 <u>デジタルサイネージの表示若しくはデジタルサイネージを掲出する物件の設置</u> （以下「デジタルサイネージの表示等」という。）を行う場合、一時広告物の表示若しくは一時広告物を掲出する物件の設置（以下「一時広告物の表示等」という。）を行う場合又はエリアマネジメント広告物の表示若しくはエリアマネジメント広告物を掲出する物件の設置（以下「エリアマネジメント広告物の表示等」という。）を行う場合に係る協議等に関し必要な事項を定めることにより、周辺景観との調和に配慮した又はにぎわいの形成やまちの魅力向上につながるデザイン性の高い屋外広告物の配置を促進し、もって良好な都市景観の形成に資することを目的とする。	(目的) 第1条 この要綱は、大阪市景観計画に定める重点届出区域（以下「重点届出区域」という。）において、 <u>デジタルサイネージを設置</u> （当該デジタルサイネージを掲出する物件を設置し、当該物件を用いてデジタルサイネージを表示することをいう。以下同じ。）する場合又は一時広告物の表示若しくは一時広告物を掲出する物件の設置（以下「一時広告物の表示等」という。）を行う場合に係る協議等に関し必要な事項を定めることにより、周辺景観との調和に配慮した又はにぎわいの形成やまちの魅力向上につながるデザイン性の高い屋外広告物の配置を促進し、もって良好な都市景観の形成に資することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）及び大阪市都市景観条例（平成10年大阪市条例第50号。以下「条例」という。）の例によるほか、次の各号に定めるところによる。

〔1〕 略

〔2〕 一時広告物 講演会、展覧会、スポーツ大会、音楽会、地域イベントその他これらに類するイベント（以下「イベント等」という。）のために一時的に表示される屋外広告物（プロジェクションマッピング等の投影広告物及びデジタルサイネージ（以下「プロジェクションマッピング等」という。）を含む。）又は工事現場の板塀その他これに類する仮囲い（以下「工事仮囲い」という。）に工事中の建築物等の周知等のために暫定的に表示される屋外広告物（デジタルサイネージを含む。）をいう。

〔3〕 エリアマネジメント広告物 大阪市エリアマネジメント活動計画認定制度実施要綱（以下「エリアマネジメント要綱」という。）第4条第1項に規定するエリアマネジメント活動計画について、同条第5項の規定による認定を受けて実施する活動のために必要となる屋外広告物（デジタルサイネージを含む。）をいう。

〔4〕 協議対象地区1 別表第1に定めるデジタルサイネージの表示等協議対象地区

(用語の定義)

第2条 〔同左〕

〔1〕 同左

〔2〕 一時広告物 講演会、展覧会、スポーツ大会、音楽会、地域イベントその他これらに類するイベント（以下「イベント等」という。）のために一時的に表示される屋外広告物（プロジェクションマッピング等の投影広告物及びデジタルサイネージ（以下「プロジェクションマッピング等」という。）を含む。）又は工事中の建築物等の周知等のために当該工事現場の板塀その他これに類する仮囲いに暫定的に表示される屋外広告物をいう。

〔新設〕

〔3〕 協議対象地区 別表第1に定めるデジタルサイネージ設置協議対象地区をい

<p>をいう。</p> <p><u>(5) 協議対象地区2 別表第2に定めるエリアマネジメント広告物の表示等協議対象地区をいう。</u></p> <p><u>(6)・(7) [略]</u></p> <p><u>(8) 自家用広告 表示内容が自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場に表示する広告物をいう。ただし、エリアマネジメント広告物に表示するものについては、当該エリアマネジメント広告物の表示等を行う敷地における建築物の名称、店名若しくは商標又は当該敷地において行う事業若しくは営業の内容を表示する広告物を含む。</u></p> <p><u>(9) 商用広告 表示内容が自家用広告以外の広告物をいう。</u></p> <p><u>(10) 公共情報等 観光情報、ニュース、災害時の避難情報その他のまちの利便性若しくは安全性を高める各種の情報又はまちの魅力を向上させる映像をいう。ただし、エリアマネジメント広告物に表示するものについては、次条第3項に規定する事業者の活動内容に関する情報を含む。</u></p> <p>(協議等の対象)</p> <p>第3条 この要綱の規定は、<u>協議対象地区1</u>においてデジタルサイネージの表示等（一時広告物の表示等及びエリアマネジメント広告物の表示等を除く。以下同じ。）を行う</p>	<p>う。</p> <p>[新設]</p> <p><u>(4)・(5) [同左]</u></p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>(協議等の対象)</p> <p>第3条 この要綱の規定は、<u>協議対象地区</u>においてデジタルサイネージ（一時広告物を除く。以下同じ。）を設置する場合又は重点届出区域において<u>一時広告物</u>の表示等を行</p>
---	--

<p><u>場合、重点届出区域において一時広告物の表示等（エリアマネジメント広告物の表示等を除く。以下同じ。）を行う場合又は協議対象地区2においてエリアマネジメント広告物の表示等を行う場合に適用する。</u></p> <p>2 この要綱の規定に基づく協議が成立したデジタルサイネージ、<u>一時広告物及びエリアマネジメント広告物</u>については、大阪市景観計画に定める広告物基準は適用しない。</p> <p>3 この要綱に規定する協議、届出、報告等は、次の各号に掲げる行為の区分に応じ、当該各号に定める者（以下「事業者」という。）が行うものとする。</p> <p>(1) <u>協議対象地区1</u>におけるデジタルサイネージの<u>表示等</u> 当該デジタルサイネージの<u>表示等を行う建築物又は建築物の敷地の所有者</u></p> <p>[(2) 略]</p> <p>(3) <u>協議対象地区2</u>におけるエリアマネジメント広告物の表示等 当該エリアマネジメント広告物の表示等を行うために、<u>エリアマネジメント要綱第3条第4項の規定による通知を受けたエリアマネジメント団体</u></p> <p>(デジタルサイネージの<u>表示等に関する事前協議</u>)</p> <p>第4条 事業者は、<u>協議対象地区1</u>においてデジタルサイネージの<u>表示等を行う</u>場合は、工事の着手前（当該デジタルサイネージの<u>表示等</u>が大阪市屋外広告物条例（昭和</p>	<p>う場合に適用する。</p> <p>2 この要綱の規定に基づく協議が成立したデジタルサイネージ<u>及び一時広告物</u>については、大阪市景観計画に定める広告物基準は適用しない。</p> <p>3 [同左]</p> <p>(1) <u>協議対象地区</u>におけるデジタルサイネージの<u>設置</u> 当該デジタルサイネージを<u>設置する建築物又は建築物の敷地の所有者</u></p> <p>[(2) 同左]</p> <p>[新設]</p> <p>(デジタルサイネージの<u>設置協議</u>)</p> <p>第4条 事業者は、<u>協議対象地区</u>においてデジタルサイネージを<u>設置する</u>場合は、工事の着手前（当該デジタルサイネージの<u>設置</u>が大阪市屋外広告物条例（昭和31年大阪市</p>
---	---

31年大阪市条例第39号) 第2条第1項本文又は第3条第1項の規定による許可を受けなければならない行為である場合にあっては、当該許可申請前)に、第1号様式によるデジタルサイネージ事前協議申出書により、あらかじめ当該デジタルサイネージの表示等に係る計画(以下「デジタルサイネージ計画」という。)を市長に申し出てデジタルサイネージの表示等に関する事前協議を行わなければならない。

2 デジタルサイネージ計画の作成にあたっては別表第3に定めるデジタルサイネージの表示等の基準に適合しなければならない。

3 市長は、第1項の事前協議の申出があったときは、必要に応じて、大阪市都市景観委員会(以下「委員会」という。)の意見を聴くことができる。

4 市長は、必要があると認めるときは、第1項の事前協議の申出があった日から30日以内(申出書の記載に不備があった場合におけるその補正等に係る日数を除く。)に、第2号様式によるデジタルサイネージ事前協議に係る見解通知書により、事業者へ通知を行うことができる。

5 前項の通知を受けた事業者は、同項の見解に対して、第3号様式によるデジタルサイネージ事前協議に係る見解に対する回答書により市長へ回答しなければならない。

条例第39号) 第2条第1項本文又は第3条第1項の規定による許可を受けなければならない行為である場合にあっては、当該許可申請前)に、第1号様式によるデジタルサイネージ設置協議申出書により、あらかじめ当該デジタルサイネージの設置計画(以下「設置計画」という。)を市長に申し出てデジタルサイネージに関する設置協議を行わなければならない。

2 設置計画の作成にあたっては別表第2に定めるデジタルサイネージ設置基準に適合しなければならない。

3 市長は、第1項の設置協議の申出があったときは、必要に応じて、大阪市都市景観委員会(以下「委員会」という。)の意見を聴くことができる。

4 市長は、前項の規定により委員会の意見を聴いた場合は、その意見を踏まえて設置計画に関する見解をまとめ、第1項の設置協議の申出があった日から30日以内(申出書の記載に不備があった場合におけるその補正等に係る日数を除く。)に、第2号様式によるデジタルサイネージ設置協議に係る見解通知書により、事業者へ通知を行うものとする。

5 前項の通知を受けた事業者は、同項の見解に対して、第3号様式によるデジタルサイネージ設置協議に係る見解に対する回答書により市長へ回答しなければな

6 市長は、デジタルサイネージ計画がデジタルサイネージの表示等の基準に適合していると認める場合は、事前協議を成立させるものとし、第1項の事前協議の申出があった日から30日以内（申出書の記載に不備があった場合におけるその補正等に係る日数を除く。）（前項の回答があった場合にあっては、回答があった日から14日以内）に、第4号様式によるデジタルサイネージ事前協議に係る通知書により、事業者へ協議済の通知を行うものとする。

7 市長は、デジタルサイネージ計画がデジタルサイネージの表示等の基準に適合していないと認める場合は、事前協議を不成立とし、第1項の事前協議の申出があった日から30日以内（申出書の記載に不備があった場合におけるその補正等に係る日数を除く。）（第5項の回答があった場合にあっては、回答があった日から14日以内）に、第4号様式によるデジタルサイネージ事前協議に係る通知書により、事業者へ協議が成立しない旨の通知を行うものとする。

（デジタルサイネージの表示等に関する変更協議）

第5条 事業者は、前条第6項の規定により事前協議が成立した後にデジタルサイネージ計画の内容を変更しようとする場合は、市長と第5号様式によるデジタルサイネージ変更協議申出書により変更協議を行わなければならない。ただし、軽微な変更であ

らない。

6 市長は、前項の回答があった場合において、設置計画がデジタルサイネージ設置基準に適合していると認める場合は、設置協議を成立させるものとし、前項の回答があった日から14日以内に事業者へ協議済の通知を行うものとする。

7 市長は、第5項の回答があった場合において、設置計画がデジタルサイネージ設置基準に適合していないと認める場合は、設置協議を不成立とし、第5項の回答があった日から14日以内に事業者へ協議が成立しない旨の通知を行うものとする。

（デジタルサイネージの変更協議）

第5条 事業者は、前条第6項の規定により設置協議が成立した後に設置計画の内容を変更しようとする場合は、市長と第4号様式によるデジタルサイネージ変更協議申出書により変更協議を行わなければならない。ただし、軽微な変更であると市長が認

ると市長が認める場合は、第6号様式によるデジタルサイネージ変更報告書による報告をもって変更協議に代えることができる。

[2 略]

(一時広告物の表示等に関する事前協議)

第6条 事業者は、重点届出区域において一時広告物の表示等を行う場合は、工事の着手前（当該一時広告物の表示等が、大阪市屋外広告物条例第2条第1項本文又は第3条第1項の規定による許可を受けなければならない行為である場合にあっては、当該許可申請前）に、第7号様式による一時広告物事前協議申出書により、あらかじめ当該一時広告物の表示等に係る計画（以下「一時広告物計画」という。）を市長に申し出て一時広告物の表示等に関する事前協議を行わなければならない。

2 一時広告物計画の作成にあたっては別表第4に定める一時広告物の表示等の基準に適合しなければならない。

[3・4 略]

5 市長は、第1項の一時広告物計画が一時広告物の表示等の基準に適合していると認める場合は、事前協議を成立させるものとし、第1項の事前協議の申出があった日から30日以内（申出書の記載に不備があった場合におけるその補正等に係る日数を除く。）に、第8号様式による一時広告物事前協議に係る通知書により事業者へ協議済の通知を行うものとする。

める場合は、第5号様式によるデジタルサイネージ変更報告書による報告をもって変更協議に代えることができる。

[2 同左]

(一時広告物の事前協議)

第6条 事業者は、重点届出区域において一時広告物の表示等を行う場合は、工事の着手前（当該一時広告物の表示等が、大阪市屋外広告物条例第2条第1項本文又は第3条第1項の規定による許可を受けなければならない行為である場合にあっては、当該許可申請前）に、第6号様式による一時広告物事前協議申出書により、あらかじめ当該一時広告物の表示等に係る計画（以下「一時広告物計画」という。）を市長に申し出て一時広告物に関する事前協議を行わなければならない。

2 一時広告物計画の作成にあたっては別表第3に定める一時広告物の表示等の基準に適合しなければならない。

[3・4 同左]

5 市長は、第1項の一時広告物計画が一時広告物の表示等の基準に適合していると認める場合は、事前協議を成立させるものとし、第1項の事前協議の申出があった日から30日以内（申出書の記載に不備があった場合におけるその補正等に係る日数を除く。）に、事業者へ協議済の通知を行うものとする。

6 市長は、第1項の一時広告物計画が一時広告物の表示等の基準に適合していないと認める場合は、事前協議を不成立とし、第1項の事前協議の申出があった日から30日以内（申出書の記載に不備があった場合におけるその補正等に係る日数を除く。）に第8号様式による一時広告物事前協議に係る通知書により事業者へ協議が成立しない旨の通知を行うものとする。

（一時広告物の表示等に関する変更協議）

第7条 事業者は、前条第5項の規定により事前協議が成立した後に一時広告物計画の内容を変更しようとする場合は、市長と第9号様式による一時広告物変更協議申出書により変更協議を行わなければならない。ただし、軽微な変更であると市長が認める場合は、第10号様式による一時広告物変更報告書による報告をもって変更協議に代えることができる。

[2 略]

（エリアマネジメント広告物の表示等に関する事前協議）

第8条 事業者は、協議対象地区2においてエリアマネジメント広告物の表示等を行う場合は、工事の着手前（当該エリアマネジメント広告物の表示等が大阪市屋外広告物条例第2条第1項本文又は第3条第1項の規定による許可を受けなければならない行為である場合にあつては、当該許可申請前）に、第11号様式によるエリアマネジメント広告物事前協議申出書により、あらかじめ

6 市長は、第1項の一時広告物計画が一時広告物の表示等の基準に適合していないと認める場合は、事前協議を不成立とし、第1項の事前協議の申出があった日から30日以内（申出書の記載に不備があった場合におけるその補正等に係る日数を除く。）に事業者へ協議が成立しない旨の通知を行うものとする。

（一時広告物の変更協議）

第7条 事業者は、前条第5項の規定により事前協議が成立した後に一時広告物計画の内容を変更しようとする場合は、市長と第7号様式による一時広告物変更協議申出書により変更協議を行わなければならない。ただし、軽微な変更であると市長が認める場合は、第8号様式による一時広告物変更報告書による報告をもって変更協議に代えることができる。

[2 同左]

[新設]

当該エリアマネジメント広告物の表示等に  
係る計画（以下「エリアマネジメント広告  
物計画」という。）を市長に申し出てエリア  
マネジメント広告物の表示等に関する事前  
協議を行わなければならない。

2 エリアマネジメント広告物計画の作成に  
あたっては、別表第5に定めるエリアマネ  
ジメント広告物の表示等の基準に適合しな  
ければならない。

3 市長は、第1項の事前協議の申出があっ  
たときは、必要に応じて、委員会の意見を  
聴くことができる。

4 市長は、必要があると認めるときは、第  
1項の事前協議の申出があった日から30日  
以内（申出書の記載に不備があった場合  
におけるその補正等に係る日数を除く。）に、  
第12号様式によるエリアマネジメント広告  
物事前協議に係る見解通知書により、事業  
者へ通知を行うことができる。

5 前項の通知を受けた事業者は、同項の見  
解に対して、第13号様式によるエリアマネ  
ジメント広告物事前協議に係る見解に対す  
る回答書により市長へ回答しなければならない。  
ない。

6 市長は、エリアマネジメント広告物計画  
がエリアマネジメント広告物の表示等の基  
準に適合していると認める場合は、事前協  
議を成立させるものとし、第1項の事前協  
議の申出があった日から30日以内（申出書  
の記載に不備があった場合におけるその補  
正等に係る日数を除く。）（前項の回答があ

った場合にあつては、回答があつた日から14日以内)に、第14号様式によるエリアマネジメント広告物事前協議に係る通知書により、事業者へ協議済の通知を行うものとする。

7 市長は、エリアマネジメント広告物計画がエリアマネジメント広告物の表示等の基準に適合していないと認める場合は、事前協議を不成立とし、第1項の事前協議の申出があつた日から30日以内(申出書の記載に不備があつた場合におけるその補正等に係る日数を除く。)(第5項の回答があつた場合にあつては、回答があつた日から14日以内)に、第14号様式によるエリアマネジメント広告物事前協議に係る通知書により、事業者へ協議が成立しない旨の通知を行うものとする。

(エリアマネジメント広告物の表示等に関する変更協議)

第9条 事業者は、前条第6項の規定により事前協議が成立した後にエリアマネジメント広告物計画の内容を変更しようとする場合は、市長と第15号様式によるエリアマネジメント広告物変更協議申出書により変更協議を行わなければならない。ただし、軽微な変更であると市長が認める場合は、第16号様式によるエリアマネジメント広告物変更報告書による報告をもって変更協議に代えることができる。

2 前条第2項から第7項までの規定は、前項の規定により変更協議を行う場合に準用

[新設]

する。

(工事等の取り止め)

第10条 事業者は、第4条から前条までに規定する事前協議又は変更協議が成立した後に当該協議に係る工事等を取り止める場合は、第17号様式による工事等取止届により市長に届け出なければならない。

(工事完了の報告)

第11条 事業者は、第4条に規定する事前協議若しくは第5条に規定する変更協議が成立したデジタルサイネージ(以下「協議済デジタルサイネージ」という。)の表示若しくは協議済デジタルサイネージを掲出する物件の設置(以下「協議済デジタルサイネージの表示等」という。)に係る工事、第6条に規定する事前協議若しくは第7条に規定する変更協議が成立した一時広告物(以下「協議済一時広告物」という。)の表示若しくは協議済一時広告物を掲出する物件の設置(以下「協議済一時広告物の表示等」という。)に係る工事又は第8条に規定する事前協議若しくは第9条に規定する変更協議が成立したエリアマネジメント広告物(以下「協議済エリアマネジメント広告物」という。)の表示若しくは協議済エリアマネジメント広告物を掲出する物件の設置(以下「協議済エリアマネジメント広告物の表示等」という。)に係る工事が完了した場合は、第18号様式による工事完了報告書により速やかに市長に報告しなければならない。

(工事等の取り止め)

第8条 事業者は、第4条から第7条までに規定する設置協議、事前協議又は変更協議が成立した後に当該協議に係る工事等を取り止める場合は、第9号様式による工事等取止届により市長に届け出なければならない。

(工事完了の報告)

第9条 事業者は、第4条に規定する設置協議若しくは第5条に規定する変更協議が成立したデジタルサイネージ(以下「協議済デジタルサイネージ」という。)の設置工事又は第6条に規定する事前協議若しくは第7条に規定する変更協議が成立した一時広告物(以下「協議済一時広告物」という。)の表示若しくは協議済一時広告物を掲出する物件の設置(以下「協議済一時広告物の表示等」という。)に係る工事が完了した場合は、第10号様式による工事完了報告書により速やかに市長に報告しなければならない。

い。

(調査の実施及び是正のための措置)

第12条 市長は、前条の報告を受けた場合は、当該報告の内容が第4条から第9条までに規定する事前協議又は変更協議が成立したデジタルサイネージ計画、一時広告物計画又はエリアマネジメント広告物計画の内容に適合しているかどうかを確認するため、必要に応じて現地の調査を実施する。

2 市長は、前項の調査を行った場合は、その結果を第19号様式による調査結果通知書により事業者へ通知する。

3 市長は、第1項の調査を行った場合において、当該調査に係る工事の内容がデジタルサイネージ計画、一時広告物計画又はエリアマネジメント広告物計画の内容に適合していないと認めるときは、これらに適合させるために必要な措置をとるよう事業者へ指導することができる。

4 市長は、第1項の調査を行う場合及び前項の規定により事業者へ指導を行う場合は、必要に応じて、委員会の意見を聴くことができる。

(協議済デジタルサイネージに係る実績報告及び実施計画)

第13条 事業者は、協議済デジタルサイネージの運用開始後、毎年、次に掲げる書類を次項に定める期限までに市長へ提出しなければならない。

(1) デジタルサイネージ実績報告書 (第20号様式、第20-2号様式、第20-3号様式)

(調査の実施及び是正のための措置)

第10条 市長は、前条の報告を受けた場合は、当該報告の内容が第4条から第7条までに規定する設置協議、事前協議又は変更協議が成立した設置計画又は一時広告物計画の内容に適合しているかどうかを確認するため、必要に応じて現地の調査を実施する。

2 市長は、前項の調査を行った場合は、その結果を第11号様式による調査結果通知書により事業者へ通知する。

3 市長は、第1項の調査を行った場合において、当該調査に係る工事の内容が設置計画又は一時広告物計画の内容に適合していないと認めるときは、これらに適合させるために必要な措置をとるよう事業者へ指導することができる。

4 市長は、前項の規定により事業者へ指導を行う場合は、必要に応じて、委員会の意見を聴くことができる。

(協議済デジタルサイネージ及び協議済一時広告物に係る実績報告等)

第11条 事業者は、協議済デジタルサイネージの設置工事完了以後、毎年、次に掲げる書類を次項に定める期限までに市長へ提出しなければならない。

(1) デジタルサイネージ実績報告書 (第12号様式、第12-2号様式、第12-3号様式)

<p>式)</p> <p>(2) デジタルサイネージ実施計画書 (<u>第21号様式</u>)</p> <p>[2・3 略]</p> <p>4 市長は、前項の規定により委員会の意見を聴いた場合は、その意見を踏まえて協議済デジタルサイネージのデザイン性に関する見解をまとめ、第1項第1号のデジタルサイネージ実績報告書の提出があった日から30日以内に、<u>第22号様式</u>によるデザイン性に係る見解通知書により、事業者へ通知を行うものとする。</p> <p>5 前項の通知を受けた事業者は、同項の見解に対して、<u>第23号様式</u>によるデザイン性に係る見解に対する回答書を、第1項第2号のデジタルサイネージ実施計画書に添えて提出しなければならない。</p> <p>[削る]</p> <p><u>(協議済エリアマネジメント広告物に係る実績報告及び実施計画等)</u></p> <p><u>第14条</u> 事業者は、協議済エリアマネジメント広告物の運用開始後、毎年、次に掲げる書類を事項に定める期限までに市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>エリアマネジメント広告物実績報告書</u> <u>(第24号様式、第24-2号様式、第24-3号様式)</u></p>	<p>式)</p> <p>(2) デジタルサイネージ実施計画書 (<u>第13号様式</u>)</p> <p>[2・3 同左]</p> <p>4 市長は、前項の規定により委員会の意見を聴いた場合は、その意見を踏まえて協議済デジタルサイネージのデザイン性に関する見解をまとめ、第1項第1号のデジタルサイネージ実績報告書の提出があった日から30日以内に、<u>第14号様式</u>によるデザイン性に係る見解通知書により、事業者へ通知を行うものとする。</p> <p>5 前項の通知を受けた事業者は、同項の見解に対して、<u>第15号様式</u>によるデザイン性に係る見解に対する回答書を、第1項第2号のデジタルサイネージ実施計画書に添えて提出しなければならない。</p> <p><u>6</u> 事業者は、協議済一時広告物の表示等に係る工事が完了し、その実施期間が終了したときは、<u>第12-4号様式</u>による一時広告物実績報告書により速やかに市長に報告しなければならない。</p> <p>[新設]</p>
--	--

(2) エリアマネジメント広告物実施計画書  
(第25号様式)

2 前項各号に掲げる書類の提出期限は、同項第1号のエリアマネジメント広告物実績報告書にあっては毎年8月15日、同項第2号のエリアマネジメント広告物実施計画書にあっては毎年9月30日とし、その日が大阪市の休日を定める条例（平成3年大阪市条例第42号）第1条第1項に規定する市の休日である場合は、その日前の直近の休日でない日とする。

3 市長は、第1項第1号のエリアマネジメント広告物実績報告書の提出があったときは、その内容について、必要に応じて、委員会の意見を聴くことができる。

4 市長は、前項の規定により委員会の意見を聴いた場合は、その意見を踏まえて協議済エリアマネジメント広告物のデザイン性に関する見解をまとめ、第1項第1号のエリアマネジメント広告物実績報告書の提出があった日から30日以内に、第26号様式によるデザイン性に係る見解通知書により、事業者へ通知を行うものとする。

5 前項の通知を受けた事業者は、同項の見解に対して、第27号様式によるデザイン性に係る見解に対する回答書を、第1項第2号のエリアマネジメント広告物実施計画書に添えて提出しなければならない。

(廃止等の手続き)

第15条 事業者は、協議済デジタルサイネージ又は協議済エリアマネジメント広告物の

(廃止等の届出)

第12条 事業者は、協議済デジタルサイネージの設置工事が完了した後に当該協議済デ

<p><u>運用開始後、次の各号により協議済デジタルサイネージ又は協議済エリアマネジメント広告物の運用を廃止する場合は、第28号様式による運用廃止届により速やかに市長に届け出なければならない。</u></p>	<p><u>デジタルサイネージを撤去する場合又はその運用を停止する場合は、第16号様式によるデジタルサイネージ廃止等届により市長に届け出なければならない。</u></p>
<p><u>(1) 協議済デジタルサイネージ又は協議済エリアマネジメント広告物を撤去する場合</u></p>	<p>[新設]</p>
<p><u>(2) エリアマネジメント要綱第6条又は第9条の規定により認定が取り消された場合</u></p>	<p>[新設]</p>
<p><u>2 事業者は、協議済デジタルサイネージ又は協議済エリアマネジメント広告物の運用を休止する場合は、第29号様式による運用休止届により速やかに市長に届け出なければならない。</u></p>	<p>[新設]</p>
<p><u>3 事業者は、前項の規定により運用の休止を届け出た協議済デジタルサイネージ又は協議済エリアマネジメント広告物の運用を再開する場合は、第30号様式による運用再開報告書を市長に提出しなければならない。</u></p>	<p><u>2 事業者は、前項の規定により運用の停止を届け出た協議済デジタルサイネージの運用を再開する場合は、第5条第1項の規定による変更協議を行わなければならない。</u></p>
<p><u>4 前項の場合において、デジタルサイネージ計画又はエリアマネジメント広告物計画の内容を変更しようとするときは、同項の規定による運用再開報告書を提出するほか、市長と第5号様式によるデジタルサイネージ変更協議申出書又は第15号様式によるエリアマネジメント広告物変更協議申出書により変更協議を行わなければならない。ただし、当該変更しようとする内容が</u></p>	<p>[新設]</p>

軽微な変更であると市長が認めるときは、第6号様式によるデジタルサイネージ変更報告書又は第16号様式によるエリアマネジメント広告物変更報告書による報告をもって当該変更協議に代えることができる。

(協議済デジタルサイネージ及び協議済エリアマネジメント広告物に係る調査及び指導)

第16条 市長は、協議済デジタルサイネージ又は協議済エリアマネジメント広告物の設置工事完了以後、当該協議済デジタルサイネージ又は協議済エリアマネジメント広告物の運用がデジタルサイネージの表示等の基準又はエリアマネジメント広告物の表示等の基準に適合しているかどうかを確認するため、必要に応じて現地の調査を行い、事業者に対して必要な事項について報告を求めることができる。

[2 略]

3 市長は、第1項の調査を行った場合において、当該調査に係る協議済デジタルサイネージの運用がデジタルサイネージの表示等の基準に適合していないと認めるとき又は協議済エリアマネジメント広告物の運用がエリアマネジメント広告物の表示等の基準に適合していないと認めるときは、これらに適合させるために必要な措置をとるよう事業者に指導することができる。

(事業の継承)

第17条 協議済デジタルサイネージを設置する建築物若しくは建築物の敷地の所有者は、当該建築物若しくは建築物の敷地を第

(協議済デジタルサイネージに係る調査及び指導)

第13条 市長は、協議済デジタルサイネージの設置工事完了以後、当該協議済デジタルサイネージの運用がデジタルサイネージ設置基準に適合しているかどうかを確認するため、必要に応じて現地の調査を行い、事業者に対して必要な事項について報告を求めることができる。

[2 同左]

3 市長は、第1項の調査を行った場合において、当該調査に係る協議済デジタルサイネージの運用がデジタルサイネージ設置基準に適合していないと認めるときは、これに適合させるために必要な措置をとるよう事業者に指導することができる。

(事業の継承)

第14条 事業者は、協議済デジタルサイネージを設置する建築物又は建築物の敷地を第三者に譲渡する場合には、売買契約書、重

三者に譲渡する場合には、売買契約書、重要事項説明書、管理規約等に、第13条、第15条及び第16条に規定する事項を明記し、当該第三者に十分認識させなければならない。

(提出書類)

第18条 第4条から第15条までに規定する手続に関し必要となる提出書類は、別表第6のとおりとする。

(実施の細目)

第19条 [略]

別表第1 協議対象地区1 デジタルサイネー  
ジの表示等協議対象地区 (第2条関係)

[表 別紙2 挿入]

別表第2 協議対象地区2 エリアマネジメ  
ント広告物の表示等協議対象地区 (第2条  
関係)

[表 別紙3 挿入]

別表第3 デジタルサイネー  
ジの表示等の基  
準 (第4条関係)

[表 別紙5 挿入]

別表第4 一時広告物の表示等の基準 (第6  
条関係)

[表 別紙7 挿入]

別表第5 エリアマネジメ  
ント広告物の表示  
等の基準 (第8条関係)

[表 別紙8 挿入]

別表第6 必要な提出書類一覧 (第4条—第  
15条関係)

[表 別紙10 挿入]

第1号様式 (第4条関係)

重要事項説明書、管理規約等に、第11条から  
第13条までに規定する事項を明記し、当該  
第三者に十分認識させなければならない。

(提出書類)

第15条 第4条から第12条までに規定する手  
続に関し必要となる提出書類は、別表第4  
のとおりとする。

(実施の細目)

第16条 [同左]

別表第1 協議対象地区 デジタルサイネー  
ジ設置協議対象地区 (第2条関係)

[表 別紙1 挿入]

[新設]

別表第2 デジタルサイネー  
ジ設置基準 (第  
4条関係)

[表 別紙4 挿入]

別表第3 一時広告物の表示等の基準 (第6  
条関係)

[表 別紙6 挿入]

[新設]

別表第4 必要な提出書類一覧 (第4条—第  
12条関係)

[表 別紙9 挿入]

第1号様式 (第4条関係)

<p>[様式 別紙12 挿入]</p> <p>第1-2号様式 (第4条関係)</p> <p>[様式 別紙14 挿入]</p> <p>第1-3号様式 (第4条関係)</p> <p>[様式 別紙16 挿入]</p> <p>第2号様式 (第4条、第5条関係)</p> <p>[様式 別紙18 挿入]</p> <p>第3号様式 (第4条、第5条関係)</p> <p>[様式 別紙20 挿入]</p> <p><u>第4号様式</u> (第4条、第5条関係)</p> <p>[様式 別紙21 挿入]</p> <p><u>第5号様式</u> (第5条関係)</p> <p>[様式 別紙23 挿入]</p> <p><u>第6号様式</u> (第5条関係)</p> <p>[様式 略]</p> <p><u>第7号様式</u> (第6条関係)</p> <p>[様式 別紙25 挿入]</p> <p><u>第8号様式</u> (第4条、第5条関係)</p> <p>[様式 別紙26 挿入]</p> <p><u>第9号様式</u> (第7条関係)</p> <p>[様式 別紙28 挿入]</p> <p><u>第10号様式</u> (第7条関係)</p> <p>[様式 略]</p> <p><u>第11号様式</u> (第8条関係)</p> <p>[様式 別紙29 挿入]</p> <p><u>第11-2号様式</u> (第8条関係)</p> <p>[様式 別紙30 挿入]</p> <p><u>第11-3号様式</u> (第8条関係)</p> <p>[様式 別紙31 挿入]</p> <p><u>第12号様式</u> (第8条、第9条関係)</p> <p>[様式 別紙32 挿入]</p>	<p>[様式 別紙11 挿入]</p> <p>第1-2号様式 (第4条関係)</p> <p>[様式 別紙13 挿入]</p> <p>第1-3号様式 (第4条関係)</p> <p>[様式 別紙15 挿入]</p> <p>第2号様式 (第4条、第5条関係)</p> <p>[様式 別紙17 挿入]</p> <p>第3号様式 (第4条、第5条関係)</p> <p>[様式 別紙19 挿入]</p> <p>[新設]</p> <p><u>第4号様式</u> (第5条関係)</p> <p>[様式 別紙22 挿入]</p> <p><u>第5号様式</u> (第5条関係)</p> <p>[様式 同左]</p> <p><u>第6号様式</u> (第6条関係)</p> <p>[様式 別紙24 挿入]</p> <p>[新設]</p> <p><u>第7号様式</u> (第7条関係)</p> <p>[様式 別紙27 挿入]</p> <p><u>第8号様式</u> (第7条関係)</p> <p>[様式 同左]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p>
--	---

<p><u>第13号様式</u> (第8条、第9条関係)</p> <p>[様式 別紙33 挿入]</p> <p><u>第14号様式</u> (第8条、第9条関係)</p> <p>[様式 別紙34 挿入]</p> <p><u>第15号様式</u> (第9条関係)</p> <p>[様式 別紙35 挿入]</p> <p><u>第16号様式</u> (第9条関係)</p> <p>[様式 別紙36 挿入]</p> <p><u>第17号様式</u> (第10条関係)</p> <p>[様式 別紙38 挿入]</p> <p><u>第18号様式</u> (第11条関係)</p> <p>[様式 別紙40 挿入]</p> <p><u>第19号様式</u> (第12条関係)</p> <p>[様式 別紙42 挿入]</p> <p><u>第20号様式</u> (第13条関係)</p> <p>[様式 別紙44 挿入]</p> <p><u>第20-2号様式</u> (第13条関係)</p> <p>[様式 別紙46 挿入]</p> <p><u>第20-3号様式</u> (第13条関係)</p> <p>[様式 別紙48 挿入]</p> <p>[削る]</p> <p><u>第21号様式</u> (第13条関係)</p> <p>[様式 別紙51 挿入]</p> <p><u>第22号様式</u> (第13条関係)</p> <p>[様式 別紙53 挿入]</p> <p><u>第23号様式</u> (第13条関係)</p> <p>[様式 別紙55 挿入]</p> <p><u>第24号様式</u> (第14条関係)</p> <p>[様式 別紙56 挿入]</p> <p><u>第24-2号様式</u> (第14条関係)</p>	<p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p><u>第9号様式</u> (第8条関係)</p> <p>[様式 別紙37 挿入]</p> <p><u>第10号様式</u> (第9条関係)</p> <p>[様式 別紙39 挿入]</p> <p><u>第11号様式</u> (第10条関係)</p> <p>[様式 別紙41 挿入]</p> <p><u>第12号様式</u> (第11条関係)</p> <p>[様式 別紙43 挿入]</p> <p><u>第12-2号様式</u> (第11条関係)</p> <p>[様式 別紙45 挿入]</p> <p><u>第12-3号様式</u> (第11条関係)</p> <p>[様式 別紙47 挿入]</p> <p><u>第12-4号様式</u> (第11条関係)</p> <p>[様式 別紙49 挿入]</p> <p><u>第13号様式</u> (第11条関係)</p> <p>[様式 別紙50 挿入]</p> <p><u>第14号様式</u> (第11条関係)</p> <p>[様式 別紙52 挿入]</p> <p><u>第15号様式</u> (第11条関係)</p> <p>[様式 別紙54 挿入]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p>
---	--

[様式 別紙57 挿入] <u>第24-3号様式</u> (第14条関係)	[新設]
[様式 別紙58 挿入] <u>第25号様式</u> (第14条関係)	[新設]
[様式 別紙59 挿入] <u>第26号様式</u> (第14条関係)	[新設]
[様式 別紙60 挿入] <u>第27号様式</u> (第14条関係)	[新設]
[様式 別紙61 挿入] <u>第28号様式</u> (第15条関係)	<u>第16号様式</u> (第12条関係)
[様式 別紙63 挿入] <u>第29号様式</u> (第15条関係)	[様式 別紙62 挿入] [新設]
[様式 別紙64 挿入] <u>第30号様式</u> (第15条関係)	[新設]
[様式 別紙65 挿入]	
備考 表中及び表中に挿入される別紙の[ ]の記載並びに対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附 則

この要綱は、令和8年 月 日から施行する。

[別表第1 別紙1]

(1) デジタルサイネージを低層部に設置する場合

デジタルサイネージ設置協議対象地区名 (重点届出区域地区名)	[同左]
-----------------------------------	------

(2) デジタルサイネージを中層部に設置する場合

デジタルサイネージ設置協議対象地区名	重点届出区域地区名	対象街路	対象となる区域
大阪駅周辺 沿道地区	御堂筋地区	御堂筋(大阪環状線～梅田新道交差点)	[同左]
	四つ橋筋地区	四つ橋筋(阪神前交差点～桜橋交差点)	[同左]
難波駅周辺 沿道地区	御堂筋地区	御堂筋(道頓堀橋北詰交差点～難波西口交差点)	[同左]

[別表第1 別紙2]

(1) デジタルサイネージを低層部に表示等（広告物の表示又は広告物を掲出する物件の設置をすることをいう。以下同じ。）する場合

<p>対象地区名 (重点届出区域地区名)</p>	<p>[略]</p>
------------------------------	------------

(2) デジタルサイネージを中層部に表示等する場合

対象地区名	対象街路	対象となる区域
大阪駅周辺沿道地区	御堂筋 (大阪環状線～梅田新道交差点)	[略]
	四つ橋筋 (阪神前交差点～桜橋交差点)	[略]
難波駅周辺沿道地区	御堂筋 (道頓堀橋北詰交差点～難波西口交差点)	[略]

[別表第2 別紙3]

(1) デジタルサイネージを低層部に表示等する場合

対象地区名 (重点届出区域地区名)	御堂筋地区、堺筋地区、四つ橋筋地区、なにわ筋地区、土佐堀通地区 (ただし、各地区の中之島地区に面する建築物の中之島面を除く)
----------------------	---

(2) デジタルサイネージを工事仮囲いに表示等する場合

対象地区名 (重点届出区域地区名)	御堂筋地区、堺筋地区、四つ橋筋地区、なにわ筋地区、土佐堀通地区、 中之島地区
----------------------	---

(3) デジタルサイネージ以外の広告物を低層部に表示等する場合

対象地区名 (重点届出区域地区名)	御堂筋地区、堺筋地区、四つ橋筋地区、なにわ筋地区、土佐堀通地区、 国道2号地区(ただし、各地区の中之島地区に面する建築物の中之島 面を除く)
----------------------	--

(4) デジタルサイネージ以外の広告物を工事仮囲いに表示等する場合

対象地区名 (重点届出区域地区名)	御堂筋地区、堺筋地区、四つ橋筋地区、なにわ筋地区、土佐堀通地区、 国道2号地区、中之島地区
----------------------	--

(5) デジタルサイネージを中層部に表示等する場合

対象地区名	対象街路	対象となる区域
大阪駅周辺沿道地区	御堂筋 (大阪環状線～梅田新道交差点)	北区梅田1丁目13番街区、梅田3丁目1番街区、角田町8番街区のうち対象街路に面する敷地
	四つ橋筋 (阪神前交差点～桜橋交差点)	北区梅田1丁目8番・13番街区、梅田3丁目1番街区のうち対象街路に面する敷地
難波駅周辺沿道地区	御堂筋 (道頓堀橋北詰交差点～難波西口交差点)	中央区難波3丁目8番街区、難波4丁目4番街区、難波5丁目1番街区のうち対象街路に面する敷地

[別表第2 別紙4]

(1) デジタルサイネージを低層部に設置する場合

協議対象地区名	御堂筋地区、堺筋地区、四つ橋筋地区、なにわ筋地区、土佐堀通地区	御堂筋地区及び堺筋地区の内、長堀通以南	土佐堀通地区の内、谷町筋～四つ橋筋の間の北側敷地	中之島地区
前提条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺景観との調和に配慮したものとする。(※1)</li> <li>・設置者による内部取扱規定を設けていることとする。</li> </ul>			
設置位置、形態・意匠の基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設置位置は、建築物の1階まで(※2)とし、設置形態は、壁面への設置及び自立型設置とする。</li> <li>・壁面に突出し、また、天井に吊り下げて設置することは不可とする。</li> <li>・壁面に設置する場合は、建築物と一体的な形態・意匠とすること。また、窓面をふさがないように設置することとする。</li> </ul>			
	—	—	・水辺側に向けての設置は不可とする。	・水辺に直接面する敷地について、水辺側に向けての設置は不可とする。
大きさ(1か所)の基準(※3)	2㎡以下とする。	5㎡以下とする。	2㎡以下とする。	2㎡以下とする。
総量の基準	5㎡以下とする。ただし、敷地面積が2000㎡を超える場合は、2000㎡を超える部分(A㎡)の割合(A/2000)に応じて、一敷地における合計面積を加算(5㎡×A/2000)することができる。			
快適な街路景観創出のための基準	2㎡以下とする場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ヒューマンスケールに配慮した高さや幅(※4)とする。ただし、これによらない場合は、本市との個別協議により決定することとする。</li> <li>・自立型設置の場合、通行の妨げにならない設置位置とする。</li> <li>・一敷地に複数設置する場合、他のデジタルサイネージとの距離を10m以上離すこととする。ただし、近接して設置する場合は、合計2㎡以下であればこの限りではない。</li> </ul>		
	2㎡を超え5㎡以下とする場合	—	・具体的な設置可能な大きさ、設置位置及び設置間隔については、2㎡以下の場合の基準を基本とし、敷地内の視点場となる空間の広がり等を踏まえ、本市との個別協議により決定することとする。	—

<p>周辺への影響を抑えるための基準</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・まぶしすぎない明るさ（輝度）とする。（※5）ただし、中之島地区及び各地区の中之島地区に面する建築物の中之島面については、眺望及び夜間景観に配慮し、輝度について、本市との個別協議により決定することとする。</li> <li>・まちなみを阻害しない色彩とする。（※6）</li> <li>・静止画の切替り（切替り間隔は15秒以上）のみとする。</li> <li>・音声は不可とする。（ただし、緊急時を除く。）</li> </ul>
<p>コンテンツの基準</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺景観に配慮したものとする。</li> <li>・観光情報、ニュース、災害時の避難情報など、まちの利便性や安全性を高める各種の情報やまちの魅力を向上させる映像等を提供し、その割合が1/4を超えていることとする。ただし、自家用広告（※7）のみ掲出する場合は、観光情報、ニュース、災害時の避難情報などの割合が1/10を超えていることとする。</li> <li>・公序良俗に反しないものとする。</li> <li>・見る人に不快感や不安感を与えないものとする。</li> <li>・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に該当する営業に関する広告物を表示しないものとする。</li> <li>・中之島地区及び各地区の中之島地区に面する建築物の中之島面において壁面に設置する場合、表示内容は原則として、氏名、名称、もしくは商標、又は建築物の名称に限る。</li> </ul>

（※1）大阪市景観計画に定める広告物基準のうち、意匠等の基準を踏まえるものとする。

（※2）道路に面する部分の天井高より下の部分を低層部とする。道路に面する部分に吹き抜け等がある場合は、当該建築物の主要な天井高までを基本とする。また、歩道橋等により地上部以外に歩行者動線がある場合は、協議により、低層部とみなすことができる。

（※3）大きさの算定はフレームや架台等を除く画面の大きさとする。ただし、大阪市景観計画に定める広告物基準のうち、壁面広告物の表示面積に関する制限の範囲内であるものに限る。

（※4）地盤面から画面上端までの高さは2.3m、画面幅は1.5mを上限とし、設置位置や掲出内容に応じて配置すること。

（※5）夜間等、外光の状況及び周辺状況に配慮すること。

（※6）補色や彩度差の大きい色の組み合わせを使用せず、類似色や中間色など落ち着いた色を推奨する。

（※7）自己の氏名、名称、店名若しくは商標または自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場に表示し、又は設置する広告物。

(2) デジタルサイネージを中層部に設置する場合

前提条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・にぎわいの形成やまちの魅力向上につながるデザイン性の高いものとする。</li> <li>・事前に市長と協議の上、コンテンツ等に関する地域独自の基準や協議体制を設けていることとする。</li> <li>・地域独自の基準に適合し、設置について合意が図られていることとする。</li> </ul>
設置位置、大きさ、形態・意匠の基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則、高さ 31m以下とし、当該建築物における低層部の範囲を除く。</li> <li>・大きさは 100 m<sup>2</sup>以下とするが、具体的な設置可能な大きさについては、設置位置及び視点場となる空間の広がり等を踏まえ、本市との個別協議により決定することとする。なお、概ね 100 m<sup>2</sup>のものを設置する場合の設置位置は、高さ 31m付近に限る。</li> <li>・建築面積 200 m<sup>2</sup>以上の建築物のみ設置可能とし、1 敷地につき 1 ヶ所とする。</li> <li>・設置形態は壁面への設置のみとし、建築物と一体的な形態、意匠とする。</li> </ul>
周辺への影響を抑えるための基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・まちなみを阻害しない色彩とする。(※1)</li> <li>・まぶしすぎない明るさ(輝度)とする。(※2)</li> <li>・心身に悪影響を与えない、不快感を与えないゆるやかな表示速度、繰り返し回数とする。</li> <li>・不快感を与えない音量、音色とする。</li> </ul>
コンテンツの基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・デザイン性の高いものとする。(※3)</li> <li>・観光情報、ニュース、災害時の避難情報など、まちの利便性や安全性を高める各種の情報やまちの魅力を向上させる映像等を提供し、その割合が 1/4 を超えていることとする。なお、災害時等の非常時においては、行政等の要請に応じて必要な情報を提供することとする。</li> <li>・公序良俗に反しないものとする。</li> <li>・見る人に不快感や不安感を与えないものとする。</li> <li>・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号) 第 2 条に該当する営業に関する広告物を表示しないものとする。</li> </ul>

(※1) 補色や彩度差の大きい色の組み合わせを使用せず、類似色や中間色など落ち着いた色を推奨する。

(※2) 夜間においては周辺状況に配慮すること。

(※3) ニュースや災害時の避難情報等を除き、原則、文字のみの広告物は認めない。

[別表第3 別紙5]

(1) デジタルサイネージを低層部に表示等する場合

項目	対象地区等	基準
前提条件	全地区共通	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺景観との調和に配慮し、地区の良好なまちなみの形成に資するものとする。</li> <li>・事業者による内部取扱規定を設けていることとする。</li> </ul>
設置位置、形態・意匠の基準	全地区共通	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設置位置は、低層部（※1）とする。</li> <li>・設置形態は、壁面への設置及び自立型設置とし、周辺のまちなみや建築物全体の形態・意匠と調和のとれた、落ち着いたものとする。</li> <li>・壁面に突き出して設置しない。</li> <li>・壁面に設置する場合は、建築物と一体的な形態・意匠とすること。また、窓面をふさがないように設置することとする。</li> <li>・天井に吊り下げて設置しない。</li> <li>・太陽光を著しく反射するおそれのあるものを使用しない。</li> <li>・骨組み、支柱等の構造体は目立たないものとする。</li> </ul>
	土佐堀通地区のうち、谷町筋～四つ橋筋の間の北側敷地	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水辺側に向けて設置しない。</li> </ul>
	中之島地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水辺に直接面する敷地について、水辺側に向けて設置しない。</li> </ul>
大きさ（1か所）の基準（※2）	下記以外の地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2㎡以下とする。</li> </ul>
	御堂筋地区及び堺筋地区のうち、長堀通以南	<ul style="list-style-type: none"> <li>・5㎡以下とする。</li> </ul>
大きさ（総量）の基準	全地区共通	<ul style="list-style-type: none"> <li>・5㎡以下とする。ただし、敷地面積が2,000㎡を超える場合は、2,000㎡を超える部分（A㎡）の割合（A/2,000）に応じて、一敷地における合計面積を加算（5㎡×A/2,000）することができる。</li> </ul>
快適な街路景観創出のための基準	全地区共通	<p>（2㎡以下の場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設置位置や掲出内容に応じた配置とし、ヒューマンスケールに配慮した高さや幅（地盤面から画面上端までの高さ2.3m以下、画面幅1.5m以下）とする。ただし、これによらない場合は、本市との個別協議により決定することとする。</li> <li>・自立型設置の場合、通行の妨げにならない設置位置とする。</li> <li>・一敷地に複数設置する場合、他のデジタルサイネージとの距離を10m以上離すこととする。ただし、近接して設置する場合は、合計2㎡以下であればこの限りではない。</li> <li>・複数の広告板が設置されている場所では、統一感やまとまりのあるデザイン・高さ等とする。</li> </ul>
	中之島地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・具体的な設置可能な大きさ、設置位置及び設置間隔については、2㎡以下の場合の基準を基本とし、敷地内の視点場となる空間の広がり等を踏まえ、本市との個別協議により決定することとする。</li> </ul>

	御堂筋地区及び堺筋地区のうち、長堀通以南	(2㎡を超え5㎡以下とする場合) <ul style="list-style-type: none"> <li>具体的な設置可能な大きさ、設置位置及び設置間隔については、2㎡以下の場合の基準を基本とし、敷地内の視点場となる空間の広がり等を踏まえ、本市との個別協議により決定することとする。</li> </ul>
周辺への影響を抑えるための基準	全地区共通	<ul style="list-style-type: none"> <li>まぶしすぎない明るさとし、夜間等、外光の状況及び周辺の状況に配慮した輝度(昼間3,000cd/㎡以下、夜間800cd/㎡以下)とする。ただし、これによらない場合は、本市との個別協議により決定することとする。</li> <li>明るく派手な高彩度色の利用を抑え、まちなみを阻害しない色彩とする。(※3)</li> <li>表示方法は、静止画の切替り(切替り間隔は15秒以上)のみとする。</li> <li>音声を使用しない。(ただし、緊急時を除く。)</li> </ul>
	中之島地区及び各地区の中之島地区に面する建築物の中之島面	<ul style="list-style-type: none"> <li>眺望及び夜間景観に配慮し、輝度について、本市との個別協議により決定することとする。</li> </ul>
コンテンツの基準	全地区共通	<ul style="list-style-type: none"> <li>自家用広告のみを表示する場合、表示割合の1/10を超える公共情報等を提供すること。</li> <li>商用広告を表示する場合、表示割合の1/4を超える公共情報等を提供すること。</li> <li>公序良俗に反しないものとする。</li> <li>見る人に不快感や不安感を与えないものとする。</li> <li>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に該当する営業に関する広告物を表示しないものとする。</li> <li>人物・キャラクターの表示割合は、画面の1/3以下とする(※4)</li> </ul>
	中之島地区及び各地区の中之島地区に面する建築物の中之島面	<ul style="list-style-type: none"> <li>壁面に設置する場合、表示内容は原則として、自家用広告に限る。</li> </ul>
その他	全地区共通	<ul style="list-style-type: none"> <li>設置する大きさや位置、コンテンツの内容等について、所轄警察署への事前相談を実施していること。</li> </ul>

(※1) 道路に面する部分の天井高より下の部分を低層部とする。道路に面する部分に吹き抜け等がある場合は、当該建築物の主要な天井高までを基本とする。また、歩道橋等により地上部以外に歩行者動線がある場合は、協議により、低層部とみなすことができる。

(※2) 大きさの算定はフレームや架台等を除く画面の大きさとする。ただし、大阪市景観計画に定める広告物基準のうち、壁面広告物の表示面積に関する制限の範囲内であるものに限る。

(※3) 補色や彩度差の大きい色の組み合わせを使用せず、類似色や中間色など落ち着いた色を推奨する。

(※4) シルエットなどイメージ的に用いるものは除く。

(2) デジタルサイネージを中層部に表示等する場合

項目	基準
前提条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・にぎわいの形成やまちの魅力向上につながるデザイン性の高いものとする。</li> <li>・事前に市長と協議のうえ、コンテンツ等に関する地域独自の基準や協議体制を設けていることとする。</li> <li>・地域独自の基準に適合し、設置について合意が図られていることとする。</li> </ul>
設置可能な建築物の規模	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築面積 200 m<sup>2</sup>以上の建築物とする。</li> </ul>
設置位置、形態・意匠の基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設置位置は原則、高さ 31m以下とし、当該建築物における低層部の範囲を除く。</li> <li>・設置形態は壁面への設置のみとし、建築物と一体的な形態・意匠とする。</li> <li>・太陽光を著しく反射するおそれのあるものを使用しない。</li> <li>・骨組み、支柱等の構造体は目立たないものとする。</li> </ul>
設置数及び画面の大きさ(※1)の基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設置数は一敷地につき1か所とする。</li> <li>・画面の大きさは100 m<sup>2</sup>以下とし、具体的な設置可能な大きさについては、設置位置及び視点場となる空間の広がり等を踏まえ、本市との個別協議により決定することとする。なお、画面の大きさが概ね100 m<sup>2</sup>のものを設置する場合の設置位置は、高さ31m付近に限る。</li> </ul>
周辺への影響を抑えるための基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・まぶしすぎない明るさとし、夜間等、外光の状況及び周辺の状況に配慮した輝度(昼間3,000cd/m<sup>2</sup>以下、夜間800cd/m<sup>2</sup>以下)とする。ただし、これによらない場合は、本市との個別協議により決定することとする。</li> <li>・明るく派手な高彩度色の利用を抑え、まちなみを阻害しない色彩とする。(※2)</li> <li>・表示方法は、心身に悪影響を与えない、不快感を与えないゆるやかな表示速度、繰り返し回数とする。(※3)</li> <li>・不快感を与えない音量、音色とする。</li> </ul>
コンテンツの基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・デザイン性の高いものとし、ニュースや災害時の避難情報等を除き、文字のみの表示は原則認めない。</li> <li>・公共情報等を提供し、その表示割合が1/4を超えていることとする。なお、災害時等の非常時においては、行政等の要請に応じて必要な情報を提供することとする。</li> <li>・公序良俗に反しないものとする。</li> <li>・見る人に不快感や不安感を与えないものとする。</li> <li>・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に該当する営業に関する広告物を表示しないものとする。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設置する大きさや位置、コンテンツの内容等について、所轄警察署への事前相談を実施していること。</li> </ul>

(※1) 大きさの算定はフレームや架台等を除く画面の大きさとする。

(※2) 補色や彩度差の大きい色の組み合わせを使用せず、類似色や中間色など落ち着いた色の使用を推奨する。

(※3) 急激にスライドを切り替えず、また、適切に情報が伝わる表示速度とする。

[別表第3 別紙6]

一時広告物の表示等の期間及び場所

- ・イベント等のために表示等を行う期間は原則1カ月以内とし、連続して表示等を行う場合は、その5倍以上の期間をあけることとする。ただし、公益を目的としたものについては、この限りでない。
- ・工事中の建築物等の周知等のために工事現場の仮囲い等に表示する場合は、当該工事期間中の必要な期間とする。
- ・表示等の場所は、イベント等や工事を実施する敷地内に限ること。ただし、公益を目的としたものについては、この限りでない。

[同左]

[別表第4 別紙7]

項目	基準
一時広告物の表示等の期間及び場所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・イベント等のために表示等を行う期間は原則1か月以内とし、連続して表示等を行う場合は、その5倍以上の期間をあけることとする。ただし、公益を目的としたものについては、この限りでない。</li> <li>・工事中の建築物等の周知等のために工事仮囲いに表示する場合は、当該工事期間中の必要な期間とする。</li> <li>・表示等の場所は、イベント等や工事を実施する敷地内に限ること。ただし、公益を目的としたものについては、この限りでない。</li> </ul>
[略]	

[別表第5 別紙8]

(1) デジタルサイネージを低層部に表示等する場合

項目	基準
前提条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・にぎわいの形成やまちの魅力向上につながるデザイン性の高いものとする。</li> <li>・事業者による内部取扱規定を設けていることとする。</li> <li>・当該広告物による収入はエリアマネジメント活動に充当されることについて広く周知を行うこととする。</li> </ul>
コンテンツ基準の基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自家用広告のみを表示する場合、表示割合の1/10を超える公共情報等を提供すること。</li> <li>・商用広告を表示する場合、表示割合の1/4を超える公共情報等を提供すること。</li> <li>・公序良俗に反しないものとする。</li> <li>・見る人に不快感や不安感を与えないものとする。</li> <li>・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に該当する営業に関する広告物を表示しないものとする。</li> </ul>
上記以外の項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・別表第3(1)と同じとする。</li> </ul>

(2) デジタルサイネージを工事仮囲いに表示等する場合

項目	基準
前提条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・にぎわいの形成やまちの魅力向上につながるデザイン性の高いものとする。</li> <li>・事業者による内部取扱規定を設けていることとする。</li> <li>・当該広告物による収入はエリアマネジメント活動に充当されることについて広く周知を行うこととする。</li> </ul>
設置位置、形態・意匠の基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設置位置は、工事仮囲いの高さが3mまでの範囲とし、設置形態は、壁面への設置及び自立型設置とする。</li> <li>・壁面に突出し、また、吊り下げて設置することは不可とする。</li> <li>・太陽光を著しく反射するおそれのあるものを使用しない。</li> <li>・骨組み、支柱等の構造体は目立たないものとする。</li> <li>・土佐堀通地区のうち、谷町筋～四つ橋筋の間の北側敷地について、水辺側に向けては設置しない。</li> <li>・中之島地区の水辺に直接面する敷地について、水辺側に向けて設置しない。</li> </ul>
コンテンツの基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自家用広告のみを表示する場合、表示割合の1/10を超える公共情報等を提供すること。</li> <li>・商用広告を表示する場合、表示割合の1/4を超える公共情報等を提供すること。</li> <li>・公序良俗に反しないものとする。</li> <li>・見る人に不快感や不安感を与えないものとする。</li> <li>・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に該当する営業に関する広告物を表示しないものとする。</li> </ul>
上記以外の項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・別表第3(1)と同じとする。</li> </ul>

(3) デジタルサイネージ以外の広告物を低層部に表示等する場合

項目	基準
前提条件	<ul style="list-style-type: none"><li>・にぎわいの形成やまちの魅力向上につながるデザイン性の高いものとする。</li><li>・事業者による内部取扱規定を設けていることとする。</li><li>・当該広告物による収入はエリアマネジメント活動に充当されることについて広く周知を行うこととする。</li></ul>
意匠等	・大阪市景観計画に定める広告物基準の意匠等の基準によるものとするが、当該基準の「人物・キャラクターの使用は、建築物の高さ 10m以下の部分のみとし、最小限に抑える」の項目は適用除外とする。ただし、設置位置は低層部に限る。
上記以外の項目	・大阪市景観計画に定める広告物基準と同じとする。

(4) デジタルサイネージ以外の広告物を工事仮囲いに表示等する場合

項目	基準
前提条件	<ul style="list-style-type: none"><li>・にぎわいの形成やまちの魅力向上につながるデザイン性の高いものとする。</li><li>・事業者による内部取扱規定を設けていることとする。</li><li>・当該広告物による収入はエリアマネジメント活動に充当されることについて広く周知を行うこととする。</li></ul>
意匠等	<ul style="list-style-type: none"><li>・公序良俗に反しないものとする。</li><li>・見る人に不快感や不安感を与えないものとする。</li><li>・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に該当する営業に関する広告物を表示しないものとする。</li></ul>

(5) デジタルサイネージを中層部に表示等する場合

項目	基準
前提条件	<ul style="list-style-type: none"><li>・にぎわいの形成やまちの魅力向上につながるデザイン性の高いものとする。</li><li>・事前に市長と協議のうえ、コンテンツ等に関する地域独自の基準や協議体制を設けていることとする。</li><li>・地域独自の基準に適合し、設置について合意が図られていることとする。</li><li>・当該広告物による収入はエリアマネジメント活動に充当されることについて広く周知を行うこととする。</li></ul>
設置数及び画面の大きさ（※）の基準	・設置数及び画面の大きさについては、設置位置及び視点場となる空間の広がり等を踏まえ、本市との個別協議により決定することとする。
上記以外の項目	・別表第 3（2）と同じとする。

（※）大きさの算定はフレームや架台等を除く画面の大きさとする。

[別表第4 別紙9]

様式	図書の種類	備考
第1号様式	デジタルサイネージ設置 協議申出書	正・副2部作成すること
第1号様式の 必要添付書類	付近見取図	縮尺(1/2500以上)、方位、道路、目標となる地物を記載すること 対象となる歩行者の流れやデジタルサイネージの視点場を示すこと
	配置図	縮尺(1/1000以上) 方位、デジタルサイネージの配置位置を示したもの
	立面図	縮尺(1/200以上)、立面図にデジタルサイネージ及び広告物の設置位置を示したもの *既存広告物についても表記すること
	デジタルサイネージ意匠図	デジタルサイネージの表示面積、高さを示すこと
	フォトモンタージュ等	主要な視点場からのフォトモンタージュ又は映像モンタージュ(昼・夜)のデータをDVDで提出すること
	コンテンツ計画等	コンテンツの内容がわかるものとして、映像データをDVDで提出すること *制作会社(作成者)を記載すること
	委任状	*手続き等に関して、代理人に委任する場合
	内部取扱規定	低層部に設置する場合
	地域独自の基準及び合意書	中層部に設置する場合 ・地域における協議体制や基準がわかるもの ・地域との協議状況や合意を得ていることがわかるもの
その他 市長が必要と認めるもの	委員会での審議用資料	
第1-2号様式	デジタルサイネージ設置時 チェックシート(低層部)	低層部に設置する場合 *全項目をチェックしたうえで、第1号様式に添付して提出すること
第1-3号様式	デジタルサイネージ設置時 チェックシート(中層部)	中層部に設置する場合 *全項目をチェックしたうえで、第1号様式に添付して提出すること
第2号様式	デジタルサイネージ設置 協議に係る見解通知書	
第3号様式	デジタルサイネージ設置 協議に係る見解に対する 回答書	
第4号様式	デジタルサイネージ変更 協議申出書	正・副2部作成すること
第4号様式の 必要添付書類	変更前と変更後の図書	第1号様式の必要添付書類のうち、変更があるもの *図書の縮尺等詳細は第1号様式の添付書類と同じ

第5号様式	デジタルサイネージ変更 報告書	(※) 軽微な変更の場合
第5号様式の 必要添付書類	変更前と変更後の図書	第1号様式の必要添付書類のうち、変更があるもの *図書の縮尺等詳細は第1号様式の添付書類と同じ
第6号様式	一時広告物事前協議申出 書	正・副2部作成すること
第6号様式の 必要添付書類	付近見取図	縮尺(1/2500以上)、方位、道路、目標となる地物を記載すること
	配置図	縮尺(1/1000以上)、方位、広告物の配置位置を示した もの
	立面図	縮尺(1/200以上)、立面図に広告物の設置位置を示した もの
	広告物意匠図	広告物の表示面積、広告物の仕上げ材料及び色彩 *プロジェクションマッピング等で動画を表示する場 合は内容がわかるものとして、映像データをDVDで提 出すること(制作会社(作成者)を記載すること)
	委任状	*手続き等に関して、代理人に委任する場合
	その他 市長が必要と認 めるもの	委員会での審議用資料、映像
第7号様式	一時広告物変更協議申出 書	正・副2部作成すること
第7号様式の 必要添付書類	変更前と変更後の図書	第6号様式の必要添付書類のうち、変更があるもの *図書の縮尺等詳細は第6号様式の添付書類と同じ
第8号様式	一時広告物変更報告書	(※) 軽微な変更の場合
第8号様式の 必要添付書類	変更前と変更後の図書	第6号様式の必要添付書類のうち、変更があるもの *図書の縮尺等詳細は第6号様式の添付書類と同じ
第9号様式	工事等取止届	
第10号様式	工事完了報告書	
第10号様式 の必要添付書 類	写真方向図	協議済デジタルサイネージ又は協議済一時広告物の設 置箇所がわかるもの
	完了写真	カラー写真とし、撮影日時を記載すること *協議済デジタルサイネージについては、全面を白色で 表示した状態で運用上の最大輝度を測定し、測定値がわ かるように撮影した写真も併せて提出すること
第11号様式	調査結果通知書	
第12号様式	デジタルサイネージ実績 報告書	*毎年8月15日までに提出すること
第12号様式 の必要添付書 類	コンテンツ計画等	*変更協議の経過がわかるように記載すること *コンテンツの変更があった場合は、その内容がわかる ものとして、映像データをDVDで提出すること

第12-2号様式	デジタルサイネージ運用時 チェックシート(低層部)	低層部に設置する場合 *全項目をチェックしたうえで、第12号様式に添付して提出すること
第12-3号様式	デジタルサイネージ運用時 チェックシート(中層部)	中層部に設置する場合 *全項目をチェックしたうえで、第12号様式に添付して提出すること
第13号様式	デジタルサイネージ実施計画書	*来期の実施計画を記載し、毎年9月30日までに提出すること
第13号様式の必要添付書類	コンテンツ計画等	*決定しているコンテンツについては、映像データをDVDで提出すること
第14号様式	デザイン性に係る見解通知書	
第15号様式	デザイン性に係る見解に対する回答書	
第12-4号様式	一時広告物実績報告書	
第12-4号様式の必要添付書類	一時広告物の表示等に関する実施結果等	*実施期間中の来街者及び周辺住民等の反応等を記録したもの *プロジェクトマッピング等の場合は、現地での掲出の様子が見える映像データをDVDで提出すること
第16号様式	デジタルサイネージ廃止等届	

部数の指定がないものについては、原則1部とする。

(※) 軽微な変更の場合とは、コンテンツの変更等に伴い観光情報やニュース、まちの魅力を向上させる映像等の割合に変更がない場合若しくは当該割合が増える場合、大きさや輝度、音量等の数値に変更がない場合若しくは当該数値が低くなる場合又は事業者に変更があった場合(その代表者に変更があった場合を含む。)をいう。

[別表第6 別紙10]

様式	図書の種類	備考
第1号様式	デジタルサイネージ事前協議申出書	
第1号様式の必要添付書類	付近見取図	<ul style="list-style-type: none"> <li>縮尺（1/2500以上）、方位、道路、目標となる地物を記載すること</li> <li>対象となる歩行者の流れやデジタルサイネージの視点場を示すこと</li> </ul>
	配置図	<ul style="list-style-type: none"> <li>縮尺（1/1000以上）方位、デジタルサイネージの配置位置を示したもの</li> </ul>
	立面図	<ul style="list-style-type: none"> <li>縮尺（1/200以上）、立面図にデジタルサイネージ及び広告物の設置位置を示したもの</li> <li>既存広告物についても表記すること</li> </ul>
	デジタルサイネージ意匠図	<ul style="list-style-type: none"> <li>デジタルサイネージの表示面積、高さを示すこと</li> </ul>
	フォトモンタージュ等	<ul style="list-style-type: none"> <li>主要な視点場からのフォトモンタージュ又は映像モンタージュ（昼・夜）のデータを提出すること</li> </ul>
	コンテンツ計画等	<ul style="list-style-type: none"> <li>コンテンツの内容がわかるものとして、映像データを提出すること</li> <li>制作会社（作成者）を記載すること</li> </ul>
	内部取扱規定	（低層部に設置する場合に添付）
	地域独自の基準及び合意書	（中層部に設置する場合に添付） <ul style="list-style-type: none"> <li>地域における協議体制や基準がわかるもの</li> <li>地域との協議状況や合意を得ていることがわかるもの</li> </ul>
	その他 市長が必要と認めるもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>委員会での審議用資料</li> </ul>
第1-2号様式	デジタルサイネージ事前協議時 チェックシート（低層部）	<ul style="list-style-type: none"> <li>全項目をチェックしたうえで、第1号様式に添付して提出すること</li> </ul>
第1-3号様式	デジタルサイネージ事前協議時 チェックシート（中層部）	<ul style="list-style-type: none"> <li>全項目をチェックしたうえで、第1号様式に添付して提出すること</li> </ul>
第2号様式	デジタルサイネージ事前協議に係る見解通知書	
第3号様式	デジタルサイネージ事前協議に係る見解に対する回答書	
第4号様式	デジタルサイネージ事前協議に係る通知書	
第5号様式	デジタルサイネージ変更協議申出書	

第 5 号様式 の必要添付 書類	変更前と変更後の図書	<ul style="list-style-type: none"> <li>第 1 号様式の必要添付書類のうち、変更があるもの。</li> <li>図書の縮尺等詳細は第 1 号様式の添付書類と同じ</li> </ul>
第 6 号様式	デジタルサイネージ変更 報告書	(※) 軽微な変更の場合
第 6 号様式 の必要添付 書類	変更前と変更後の図書	<ul style="list-style-type: none"> <li>第 1 号様式の必要添付書類のうち、変更があるもの。</li> <li>図書の縮尺等詳細は第 1 号様式の添付書類と同じ</li> </ul>
第 7 号様式	一時広告物事前協議申出 書	
第 7 号様式 の必要添付 書類	付近見取図	<ul style="list-style-type: none"> <li>縮尺 (1/2, 500 以上) 、方位、道路、目標となる地物を記載すること</li> </ul>
	配置図	<ul style="list-style-type: none"> <li>縮尺 (1/1, 000 以上) 、方位、広告物の配置位置を示したもの</li> </ul>
	立面図	<ul style="list-style-type: none"> <li>縮尺 (1/200 以上) 、立面図に広告物の設置位置を示したもの</li> </ul>
	広告物意匠図	<ul style="list-style-type: none"> <li>広告物の表示面積、広告物の仕上げ材料及び色彩</li> <li>プロジェクションマッピング等で動画を表示する場合は内容がわかるものとして、映像データを提出すること</li> <li>制作会社 (作成者) を記載すること</li> </ul>
	その他 市長が必要と認めるもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>委員会での審議用資料、映像</li> </ul>
第 8 号様式	一時広告物前協議に係る 通知書	
第 9 号様式	一時広告物変更協議申出 書	
第 9 号様式 の必要添付 書類	変更前と変更後の図書	<ul style="list-style-type: none"> <li>第 6 号様式の必要添付書類のうち、変更があるもの。</li> <li>ただし、図書の縮尺等詳細は第 6 号様式の添付書類と同じ</li> </ul>
第 10 号様式	一時広告物変更報告書	(※) 軽微な変更の場合
第 10 号様式 の必要添付 書類	変更前と変更後の図書	<ul style="list-style-type: none"> <li>第 6 号様式の必要添付書類のうち、変更があるもの。</li> <li>ただし、図書の縮尺等詳細は第 6 号様式の添付書類と同じ</li> </ul>
第 11 号様式	エリアマネジメント広告 物事前協議申出書	
第 11 号様式 の必要添付 書類	付近見取図	<ul style="list-style-type: none"> <li>縮尺 (1/2, 500 以上) 、方位、道路、目標となる地物を記載すること</li> <li>デジタルサイネージの場合、対象となる歩行者の流れやデジタルサイネージの視点場を示すこと</li> </ul>
	配置図	<ul style="list-style-type: none"> <li>縮尺 (1/1, 000 以上) 、方位、デジタルサイネージ及び広告物の配置位置を示したもの</li> </ul>

	立面図	<ul style="list-style-type: none"> <li>縮尺（1/200 以上）、立面図にデジタルサイネージ及び広告物の設置位置を示したもの</li> <li>既存広告物についても表記すること</li> </ul>
	意匠図	<ul style="list-style-type: none"> <li>デジタルサイネージの場合は、表示面積、高さを示すこと</li> <li>上記以外の広告物の場合は、表示面積、広告物の仕上げ材料及び色彩を示すこと</li> </ul>
	フォトモンタージュ等	<ul style="list-style-type: none"> <li>主要な視点場からのフォトモンタージュ又は映像モンタージュ（昼・夜）のデータを提出すること</li> </ul>
	コンテンツ計画等 （デジタルサイネージの場合）	<ul style="list-style-type: none"> <li>コンテンツの内容がわかるものとして、映像データを提出すること</li> <li>制作会社（作成者）を記載すること</li> </ul>
	内部取扱規定	（低層部に設置する場合に添付）
	地域独自の基準及び合意書	（中層部に設置する場合に添付） <ul style="list-style-type: none"> <li>地域における協議体制や基準がわかるもの</li> <li>地域との協議状況や合意を得ていることがわかるもの</li> </ul>
	その他 市長が必要と認めるもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該広告物による収入がエリアマネジメント活動に充当されることについて広く周知を行うことを示す資料</li> <li>委員会での審議用資料</li> </ul>
第 11-2 号様式	エリアマネジメント広告物事前協議時 チェックシート（デジタルサイネージ・低層部）	<ul style="list-style-type: none"> <li>全項目をチェックしたうえで、第 11 号様式に添付して提出すること。</li> </ul>
第 11-3 号様式	エリアマネジメント広告物事前協議時 チェックシート（デジタルサイネージ・中層部）	<ul style="list-style-type: none"> <li>全項目をチェックしたうえで、第 11 号様式に添付して提出すること</li> </ul>
第 12 号様式	エリアマネジメント広告物事前協議に係る見解通知書	
第 13 号様式	エリアマネジメント広告物事前協議に係る見解に対する回答書	
第 14 号様式	エリアマネジメント広告物事前協議に係る通知書	
第 15 号様式	エリアマネジメント広告物変更協議申出書	
第 15 号様式の必要添付書類	変更前と変更後の図書	<ul style="list-style-type: none"> <li>第 11 号様式の必要添付書類のうち、変更があるもの。ただし、図書の縮尺等詳細は第 11 号様式の添付書類と同じ</li> </ul>
第 16 号様式	エリアマネジメント広告物変更報告書	（※）軽微な変更の場合

第 17 号様式	工事等取止届	
第 18 号様式	工事完了報告書	
第 18 号様式の必要添付書類	写真方向図	・協議済デジタルサイネージ又は協議済エリアマネジメント広告物の設置箇所がわかるもの
	完了写真	・カラー写真とし、撮影日時を記載すること ・協議済デジタルサイネージ及び協議済エリアマネジメント広告物（デジタルサイネージ）については、全面を白色で表示した状態で運用上の最大輝度を測定し、測定値がわかるように撮影した写真も併せて提出すること
第 19 号様式	調査結果通知書	
第 20 号様式	デジタルサイネージ実績報告書	・毎年 8 月 15 日までに提出すること
第 20 号様式の必要添付書類	コンテンツ計画等	・変更協議の経過がわかるように記載すること ・コンテンツの変更があった場合は、その内容がわかるものとして、映像データを提出すること
第 20 - 2 号様式	デジタルサイネージ運用時チェックシート（低層部）	・全項目をチェックしたうえで、第 20 号様式に添付して提出すること
第 20 - 3 号様式	デジタルサイネージ運用時チェックシート（中層部）	・全項目をチェックしたうえで、第 20 号様式に添付して提出すること
第 21 号様式	デジタルサイネージ実施計画書	・来期の実施計画を記載し、毎年 9 月 30 日までに提出すること
第 21 号様式の必要添付書類	コンテンツ計画等	・決定しているコンテンツについては、映像データを提出すること
第 22 号様式	デザイン性に係る見解通知書	
第 23 号様式	デザイン性に係る見解に対する回答書	
第 24 号様式	エリアマネジメント広告物実績報告書	・毎年 8 月 15 日までに提出すること
第 24 号様式の必要添付書類	エリアマネジメント広告物コンテンツ計画等	・変更協議の経過がわかるように記載すること ・コンテンツの変更があった場合は、その内容がわかるものとして、映像データを提出すること
	その他、市長が必要と認めるもの	・当該広告物による収入がエリアマネジメント活動に充当されることについて広く周知を行ったことを示す資料 ・委員会での審議用資料

第 24-2 号 様式	エリアマネジメント広告 物運用時 チェックシ ート（デジタルサイネ ージ・低層部）	・全項目をチェックしたうえで、第 24 号様式に添付し て提出すること
第 24-3 号 様式	エリアマネジメント広告 物運用時 チェックシ ート（デジタルサイネ ージ・中層部）	・全項目をチェックしたうえで、第 24 号様式に添付し て提出すること
第 25 号様式	エリアマネジメント広告 物実施計画書	・来期の実施計画を記載し、毎年 9 月 30 日までに提出 すること
第 25 号様式 の必要添付 書類	エリアマネジメント広告 物コンテンツ計画等	・決定しているコンテンツについては、映像データを提 出すること
第 26 号様式	デザイン性に係る見解通 知書（エリアマネジメン ト広告物）	
第 27 号様式	デザイン性に係る見解に 対する回答書（エリアマ ネジメント広告物）	
第 28 号様式	広告物運用廃止届	
第 29 号様式	広告物運用休止届	
第 30 号様式	広告物運用再開報告書	
その他	委任状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者によって代理人が手続きする場合、代理人に 委任していることを証する書類として、下記の事項を 記載した委任状を添付すること</li> <li>・委任の旨を証明する書面を作成した年月日</li> <li>・委任者（事業者）の住所・氏名・電話番号</li> <li>・受任者（代理人）の住所・氏名・電話番号</li> <li>・委任事務（委任されて行う手続きの名称）</li> </ul>

（※）軽微な変更の場合とは、公共情報等の表示割合に変更がない場合若しくは当該割合が増える場合、大きさや輝度、音量等の数値に変更がない場合若しくは当該数値が低くなる場合又は事業者に変更があった場合（その代表者に変更があった場合を含む。）をいう。

年 月 日

大 阪 市 長 様

事業者 住 所

氏 名

(法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)

### デジタルサイネージ設置協議申出書

重点届出区域におけるデジタルサイネージ等取扱要綱第4条第1項の規定に基づき、指定書類を添えて次のとおり申し出ます。

敷地の位置	地区名 _____ 所在地 大阪市 _____ 区 _____
設置工事及び運用開始時期 (予定)	設置工事着手 年 月 日 (予定) 運用開始 年 月 日 (予定)
代理人の住所・氏名・連絡先	(代理人を定める場合のみ記載)
設置位置・形態・大きさ	<input type="checkbox"/> 壁面設置 [ <input type="checkbox"/> 低層部 <input type="checkbox"/> 中層部] <input type="checkbox"/> 自立型設置 幅 _____m × 高さ _____m = 面積 _____m <sup>2</sup> (注1) 画面上端の高さ _____m (建物の _____階部分) 設置する外壁面の広告物の総面積 _____m <sup>2</sup> (既設置広告物を含む)
建物概要	建物名称 _____ 敷地面積 _____m <sup>2</sup> 延床面積 _____m <sup>2</sup> 高さ _____m 建築面積 _____m <sup>2</sup> 階数 地上 _____階 地下 _____階 対象となる外壁面積 _____m <sup>2</sup>
周辺への影響への配慮	音声の有無 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (最大音量 _____dB) 最大輝度 日中 _____cd/m <sup>2</sup> 夜間 _____cd/m <sup>2</sup> スピーカーの種類等 (指向性等) _____ 時間帯 _____ 周辺への配慮事項 ・ ・ ・ ・ ・

コンテンツ内容	広告の種別 <input type="checkbox"/> 自家用 <input type="checkbox"/> 商用 観光情報やニュース、まちの魅力を向上させる映像等の割合 _____%以上 コンテンツ作成者 _____ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ 詳細は別紙及び映像参照	
所轄警察署への 事前相談	<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未 (注2)	
※受付欄	※受付年月日	年 月 日
	※受付番号	( ) 第 ー 号
	※第4条第3項 意見聴取	第 回 年 月 日
	※通知年月日	年 月 日
	※備考	

※のある欄は記入しないでください。

(注1) 面積はフレームや架台等を除く画面の大きさとし、整数値(小数点以下を四捨五入)を記載してください。

(注2) 所轄警察署への事前相談が完了していない場合は、相談状況がわかる資料を添付してください。

年 月 日

大 阪 市 長 様

事業者 住 所

氏 名

(法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)

### デジタルサイネージ事前協議申出書

重点届出区域におけるデジタルサイネージ等取扱要綱第4条第1項の規定に基づき、指定書類を添えて次のとおり申し出ます。

代理人 (定める場合)	住 所 _____ 氏 名 _____ 電話番号 _____ (担当: _____)
敷地の位置	地区名 _____ 所在地 大阪市 _____ 区 _____
設置工事及び 運用開始時期 (予定)	設置工事着手 _____ 年 _____ 月 _____ 日 (予定) 運 用 開 始 _____ 年 _____ 月 _____ 日 (予定)
建築物概要	建築物名称 _____ 敷地面積 _____ m <sup>2</sup> 延床面積 _____ m <sup>2</sup> 高さ _____ m 建築面積 _____ m <sup>2</sup> 階数 地上 _____ 階 地下 _____ 階 対象となる外壁面積 _____ m <sup>2</sup>
設置位置・形態・ 大きさ等	設置位置 建築物の _____ 階部分 設置形態 <input type="checkbox"/> 壁面設置 [ <input type="checkbox"/> 低層部 <input type="checkbox"/> 中層部] <input type="checkbox"/> 自立型設置 画面の大きさ 幅 _____ m × 高さ _____ m = 面積 _____ m <sup>2</sup> (注1) 地盤面から画面上端までの高さ _____ m 設置する外壁面の広告物の総面積: _____ m <sup>2</sup> (既設置広告物を含む)
周辺への影響への 配慮	音声の有無 <input type="checkbox"/> 有 (最大音量: _____ dB) <input type="checkbox"/> 無 最大輝度 昼間: _____ cd/m <sup>2</sup> 夜間: _____ cd/m <sup>2</sup> スピーカーの種類等 (指向性等) _____ 表示時間帯 _____ : _____ ~ _____ : _____ まで 周辺への配慮事項 ・ ・ ・ ・ ・

コンテンツ内容	広告の種別 <input type="checkbox"/> 自家用広告 <input type="checkbox"/> 商用広告 公共情報等の表示割合 _____%以上 コンテンツ作成者 _____ ・ ・ ・ ・ ・ ・ 詳細は別紙及び映像参照	
所轄警察署への事前相談	<input type="checkbox"/> 済 ( _____年 _____月 _____日確認) <input type="checkbox"/> 未 (注2)	
※受付欄	※受付年月日	_____年 _____月 _____日
	※受付番号	( _____ ) 第 _____ 号
	※備考	

※のある欄は記入しないでください。

(注1) 面積はフレームや架台等を除く画面の大きさとし、整数値(小数点以下を四捨五入)を記載してください。

(注2) 所轄警察署への事前相談が完了していない場合は、相談状況がわかる資料を添付してください。

デジタルサイネージ設置時 チェックシート（低層部）

① 前提条件

- 周辺景観との調和に配慮したものとしている
  - 地区の良好なまちなみの形成に資するものとしている
  - 周辺のまちなみや建築物全体の形態意匠と調和のとれた、落ち着いたものとしている
  - 大阪市景観計画に定める広告物基準のうち、意匠等の基準を踏まえるものとしている
- 設置者による内部取扱規定を設けている

② 設置位置、形態・意匠の基準

- 設置位置は、建築物の1階までとし、設置形態は、壁面への設置及び自立型設置としている
- 壁面に突き出して設置していない
- 天井に吊り下げて設置していない
- 壁面に設置する場合は、建築物と一体的な意匠としている
- 窓面をふさがないように設置している
  - 歩道橋等により地上部以外に歩行者動線がある場合、協議により、低層部とみなしている
- 水辺側に向けての設置が不可の場所ではない
  - 太陽光を著しく反射する恐れのあるものを使用していない
  - 骨組み、支柱等の構造体は目立たないものとしている

③ 大きさの基準

- 一か所の基準の大きさを超えていない
- 総量は5㎡以下としている  
(ただし、敷地面積が2000㎡を超える場合は、面積加算後の範囲内である)
- 大阪市景観計画に定める広告物基準のうち、壁面広告物の表示面積に関する制限の範囲内である

④ 快適な街路景観創出のための基準

(2㎡以下とする場合(中之島地区を除く))

- ヒューマンスケールに配慮した高さや幅(地盤面から画面上端までの高さは2.3m、画面幅は1.5mを上限とし、設置位置や掲出内容に応じた配置)としている  
⇒上記でない場合は個別協議要( )
- 自立型設置の場合、通行の妨げにならない設置位置としている
- 一敷地に複数設置する場合、他のデジタルサイネージとの距離は10m以上離れている  
(ただし、近接して設置する場合は、合計2㎡以下であればこの限りでない)
- 複数の広告板が設置されている場所では、統一感やまとまりのあるデザイン・高さ等となっている  
(2㎡超え5㎡以下とする場合(ただし、「御堂筋地区及び堺筋地区の内、長堀通以南」・「中之島地区」))  
⇒個別協議要( )

⑤ 周辺への影響を抑えるための基準

- まぶしすぎない明るさ(輝度)とし、夜間等、外光の状況及び周辺状況に配慮している
  - 昼間の輝度は3,000cd/㎡以下としている

⇒これによらない場合 \_\_\_\_\_cd/m<sup>2</sup> (理由: \_\_\_\_\_)

夜間の輝度は 800cd/m<sup>2</sup>以下としている

⇒これによらない場合 \_\_\_\_\_cd/m<sup>2</sup> (理由: \_\_\_\_\_)

中之島地区及び各地区の中之島地区に面する建築物の中之島面ではない

⇒中之島地区及び各地区の中之島地区に面する建築物の中之島面の場合は個別協議要 ( \_\_\_\_\_ )

まちなみを阻害しない色彩としている

明るく派手な高彩度色を多用していない

補色や彩度差の大きい色の組み合わせを使用せず、類似色や中間色など落ち着いた色としている

静止画の切替り (切替り間隔は 15 秒以上) としている

音声はなしとしている

#### ⑥ コンテンツの基準

観光情報、ニュース、災害時の避難情報など、まちの利便性や安全性を高める各種の情報やまちの魅力を向上させる映像等を提供し、その割合が 1/4 を超えている

⇒自家用広告のみ掲出する場合は、上記の割合が 1/10 を超えている ( \_\_\_\_\_ )

公序良俗に反しないものとしている

見る人に不快感や不安感を与えないものとしている

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 (昭和 23 年法律第 122 号) 第 2 条に該当する営業に関する広告物の表示はない

人物・キャラクターの割合が、画面の 3 分の 1、かつ掲出時間の 3 分の 1 を超えていない (ただし、シルエットなどイメージ的に用いるものを除く)

中之島地区及び各地区の中之島地区に面する建築物の中之島面において壁面に設置する場合、表示内容は、氏名、名称、もしくは商標、又は建築物の名称に限っている

#### ⑦その他

所轄警察署への事前相談を実施している

信号機若しくは道路標識に類似し、又はこれらの効用を妨げるものではない

コンテンツの内容について、事前相談を実施している

デジタルサイネージ事前協議時 チェックシート（低層部）

① 前提条件

【全地区共通】

- 周辺景観との調和に配慮し、良好なまちなみ形成に資するものとしている
- 事業者による内部取扱規定を設けている

② 設置位置、形態・意匠の基準

【全地区共通】

- 設置位置は、建築物の低層部としている
  - （該当する場合）歩道橋等により地上部分以外に歩行者動線がある場合は、協議により低層部とみなしている
- 設置形態は、壁面への設置及び自立型設置としている
- 壁面に突き出して設置していない
- 壁面に設置する場合は、建築物と一体的な意匠としている
- 窓面をふさがないように設置している
- 天井に吊り下げて設置していない
- 太陽光を著しく反射するおそれのあるものを使用していない
- 骨組み、支柱等の構造体は目立たないものとしている

【土佐堀通地区のうち、谷町筋～四つ橋筋の間の北側敷地】

- 水辺側に向けて設置していない

【中之島地区】

- 水辺に面する敷地について、水辺側に設置していない

③ 大きさ（1か所あたり）の基準

【下記以外の地区】

- 2㎡以下としている

【御堂筋地区及び堺筋地区のうち、長堀通以南】

- 5㎡以下としている

④ 大きさ（総量）の基準

【全地区共通】

- 5㎡以下としている  
（ただし、敷地面積が2,000㎡を超える場合は、面積加算後の範囲内である）

⑤ 快適な街路景観創出のための基準

【全地区共通】【2㎡以下の場合】

- 設置位置や掲出内容に応じた配置とし、ヒューマンスケールに配慮した高さや幅（地盤面から画面上端までの高さは2.3m以下、画面幅は1.5m以下）としている
  - （上記でない場合は）個別協議（ ）
- 自立型設置の場合、通行の妨げにならない設置位置としている
- 一敷地に複数設置する場合、他のデジタルサイネージとの距離は10m以上離れている  
（ただし、近接して設置する場合は、合計2㎡以下であればこの限りでない）
- 複数の広告板が設置されている場所では、統一感やまとまりのあるデザイン・高さ等となっている

【御堂筋地区及び堺筋地区のうち、長堀通以南】

- 個別協議要（ ）

【中之島地区】

- 個別協議要（ ）

⑥ 周辺への影響を抑えるための基準

【全地区共通】

- まぶしすぎない明るさとし、夜間等、外光の状況及び周辺の状況に配慮した輝度としている
  - 昼間の輝度：3,000cd/m<sup>2</sup>以下
    - これによらない場合（輝度：\_\_\_\_\_cd/m<sup>2</sup>）（理由：\_\_\_\_\_）
  - 夜間の輝度：800cd/m<sup>2</sup>以下
    - これによらない場合（輝度：\_\_\_\_\_cd/m<sup>2</sup>）（理由：\_\_\_\_\_）
- 明るく派手な高彩度色の利用を抑え、まちなみを阻害しない色彩としている
  - 補色や彩度差の大きい色の組み合わせを使用していない
  - 類似色や中間色など落ち着いた色としている
- 表示方法は、静止画の切替り（切替り間隔は15秒以上）としている
- 音声を使用していない

【中之島地区及び各地区の中之島地区に面する建築物の中之島面】

- 個別協議要（\_\_\_\_\_）

⑦ コンテンツの基準

【全地区共通】

- 商用広告を表示する場合、表示割合の1/4を超える公共情報等を提供している
- 自家用広告のみを表示する場合、表示割合の1/10を超える公共情報等を提供している
- 公序良俗に反しないものとしている
- 見る人に不快感や不安感を与えないものとしている
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に該当する営業に関する広告物の表示はない
- 人物・キャラクターの表示割合は、画面の1/3以下としている  
（ただし、シルエットなどイメージ的に用いるものを除く）

【中之島地区及び各地区の中之島地区に面する建築物の中之島面】

- 壁面に設置する場合、表示内容は自家用広告のみとしている

⑧ その他

- 設置する大きさや位置、コンテンツ内容等について、所轄警察署への事前相談を実施している

デジタルサイネージ設置時 チェックシート（中層部）

① 前提条件

- にぎわいの形成やまちの魅力向上につながるデザイン性の高いものである
- コンテンツ等に関する地域独自の基準や協議体制について、協議済である
- 地域独自の基準に適合し、設置について合意が図られている

② 設置位置、形態・意匠の基準

- 高さ31m以下とし、当該建築物における低層部の範囲を除いたものである
- 設置形態は壁面への設置のみとし、建築物と一体的な形態、意匠としている
- 太陽光を著しく反射する恐れのあるものを使用していない
- 骨組み、支柱等の構造体は目立たないものとしている

③ 大きさの基準

- 大きさは100㎡以下である  
⇒設置位置及び視点場となる空間の広がり等を踏まえ、個別協議要（ ）
- 建築面積200㎡以上の建築物であり、1敷地につき1ヶ所としている

④ 周辺への影響を抑えるための基準

- まぶしすぎない明るさ（輝度）とし、夜間等、外光の状況及び周辺状況に配慮している
  - 昼間の輝度は3,000cd/㎡以下としている  
⇒これによらない場合\_\_\_\_\_cd/㎡（理由：\_\_\_\_\_）
  - 夜間の輝度は800cd/㎡以下としている  
⇒これによらない場合\_\_\_\_\_cd/㎡（理由：\_\_\_\_\_）
- まちなみを阻害しない色彩としている
- 明るく派手な高彩度色を多用していない
- 補色や彩度差の大きい色の組み合わせを使用せず、類似色や中間色など落ち着いた色としている
- 心身に悪影響を与えない、不快感を与えないゆるやかな表示速度、繰り返し回数としている
  - スライドの切替わり時に急激に変わらないような配慮がされている
  - 表示速度が速すぎず、適切に情報が伝わる速度となっている
- 不快感を与えない音量、音色としている

⑤ コンテンツの基準

- デザイン性の高いものとし、ニュースや災害時の避難情報等を除き、文字のみの広告物の表示はない
- 観光情報、ニュース、災害時の避難情報など、まちの利便性や安全性を高める各種の情報やまちの魅力を向上させる映像等を提供し、その割合が1/4を超えている
- 公序良俗に反しないものとしている
- 見る人に不快感や不安感を与えないものとしている
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に該当する営業に関する広告物の表示はない

⑥ その他

- 所轄警察署への事前相談を実施している
  - 信号機若しくは道路標識に類似し、又はこれらの効用を妨げるものではない
  - コンテンツの内容について、事前相談を実施している

デジタルサイネージ事前協議時 チェックシート（中層部）

① 前提条件

- にぎわいの形成やまちの魅力向上につながるデザイン性の高いものである
- コンテンツ等に関する地域独自の基準や協議体制について、協議済である
- 地域独自の基準に適合し、設置について合意が図られている

② 設置可能な建築物の規模

- 建築面積 200 m<sup>2</sup>以上の建築物である

③ 設置位置及び形態・意匠の基準

- 設置位置は高さ 31m以下とし、当該建築物における低層部の範囲を除いたものである
- 設置形態は壁面への設置のみとし、建築物と一体的な形態、意匠としている
- 太陽光を著しく反射するおそれのあるものを使用していない
- 骨組み、支柱等の構造体は目立たないものとしている

④ 設置数及び画面の大きさの基準

- 設置数は一敷地につき 1 か所である
  - 画面の大きさは 100 m<sup>2</sup>以下である
    - 具体的な設置可能な大きさについては、設置位置及び視点場となる空間の広がり等を踏まえ個別協議による

⑤ 周辺への影響を抑えるための基準

- まぶしすぎない明るさとし、夜間等、外光の状況及び周辺の状況に配慮した輝度としている
  - 昼間の輝度：3,000cd/m<sup>2</sup>以下
    - これによらない場合（輝度：\_\_\_\_\_cd/m<sup>2</sup>）（理由：\_\_\_\_\_）
  - 夜間の輝度：800cd/m<sup>2</sup>以下
    - これによらない場合（輝度：\_\_\_\_\_cd/m<sup>2</sup>）（理由：\_\_\_\_\_）
- 明るく派手な高彩度色の利用を抑え、まちなみを阻害しない色彩としている
  - 補色や彩度差の大きい色の組み合わせを使用していない
  - 類似色や中間色など落ち着いた色としている
- 心身に悪影響を与えない、不快感を与えないゆるやかな表示速度、繰り返し回数としている
  - 急激にスライドを切り替えず、また、適切に情報が伝わる表示速度としている
- 不快感を与えない音量、音色としている

⑥ コンテンツの基準

- デザイン性の高いものとし、ニュースや災害時の避難情報等を除き、文字のみの広告物の表示としない
- 公共情報等を提供し、その表示割合が 1/4 を超えている
- 災害時等において、行政等の要請に応じて必要情報等を提供する
- 公序良俗に反しないものとしている
- 見る人に不快感や不安感を与えないものとしている
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に該当する営業に関する広告物の表示はない

⑦ その他

- 設置する大きさや位置、コンテンツ内容等について、所轄警察署への事前相談を実施している

第 号  
年 月 日

様

大阪市長

デジタルサイネージ 設置協議  
変更協議 に係る見解通知書

年 月 日付けで申出のあったデジタルサイネージ設置計画に係る見解を取りまとめましたので、重点届出区域におけるデジタルサイネージ等取扱要綱第4条第4項（第5条第2項において準用する同要綱第4条第4項）の規定に基づき通知します。

敷地の位置	地区名 _____ 所在地 大阪市 _____ 区 _____	
協議の申出	受付番号	( ) 第 _____ 号
	受付日	_____ 年 _____ 月 _____ 日
第4条第3項 意見聴取	第 _____ 回 _____ 年 _____ 月 _____ 日	
設置計画に関する 大阪市の見解		

第 号  
年 月 日

様

大阪市長

デジタルサイネージ 事前協議  
変更協議 に係る見解通知書

年 月 日付けで申出のあったデジタルサイネージ計画に係る見解を取りまとめましたので、重点届出区域におけるデジタルサイネージ等取扱要綱第4条第4項（第5条第2項において準用する同要綱第4条第4項）の規定に基づき通知します。

敷地の位置	地区名 _____ 所在地 大阪市 _____ 区 _____
協議の申出	受付番号 ( ) 第 _____ 号
	受付日 _____ 年 _____ 月 _____ 日
第4条第3項 意見聴取	<input type="checkbox"/> 有（第 _____ 回 _____ 年 _____ 月 _____ 日） <input type="checkbox"/> 無
デジタルサイネージ計画に関する大阪市の見解	

年 月 日

大阪市長様

事業者住所

氏名

(法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)

デジタルサイネージ 設置協議  
変更協議 に係る回答書

年 月 日付けの見解に対して、次のとおり回答します。

敷地の位置	地区名 _____ 所在地 大阪市 _____ 区 _____
設置工事及び運用 開始時期 (予定)	設置工事着手 _____ 年 月 日 (予定) 運用開始 _____ 年 月 日 (予定)
設置計画に関する大阪市の見解	見解に対する回答

年 月 日

大 阪 市 長 様

事業者 住 所

氏 名

(法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)

デジタルサイネージ 事前協議  
変更協議 に係る回答書

年 月 日付け第 号の見解に対して、次のとおり回答します。

代理人 (定める場合)	住 所 _____ 氏 名 _____ 電話番号 _____ (担当: _____)
敷地の位置	地区名 _____ 所在地 大阪市 _____ 区 _____
設置工事及び運用 開始時期 (予定)	設置工事着手 _____ 年 月 日 (予定) 運 用 開 始 _____ 年 月 日 (予定)
デジタルサイネージ計画に関する大阪市の見解	見解に対する回答

第 号  
年 月 日

様

大阪市長

デジタルサイネージ { 事前協議  
変更協議 } に係る通知書

年 月 日付けデジタルサイネージ事前協議について、重点届出区域におけるデジタルサイネージ等取扱要綱第4条第6項又は第7項（第5条第2項において準用する同要綱第4条第6項又は第7項）の規定に基づき通知します。

敷地の位置	地区名 _____ 所在地 大阪市 _____ 区 _____	
協議の申出	受付番号	( ) 第 _____ 号
	受付日	_____ 年 _____ 月 _____ 日
第4条第3項 意見聴取	<input type="checkbox"/> 有（第 _____ 回 _____ 年 _____ 月 _____ 日） <input type="checkbox"/> 無	
第4条第4項 見解通知	<input type="checkbox"/> 有（ _____ 年 _____ 月 _____ 日） <input type="checkbox"/> 無	
第4条第5項 回答	<input type="checkbox"/> 有（ _____ 年 _____ 月 _____ 日） <input type="checkbox"/> 無	
通知内容	<input type="checkbox"/> 適合（協議成立） <input type="checkbox"/> 不適合（協議不成立）  （意見等） ・ ・ ・	

年 月 日

大 阪 市 長 様

事業者 住 所

氏 名

(法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)

### デジタルサイネージ変更協議申出書

重点届出区域におけるデジタルサイネージ等取扱要綱第5条第1項の規定に基づき、指定書類を添えて次のとおり申し出ます。

協議の成立	受付番号	( ) 第 ー 号
	協議成立年月日	年 月 日
運用開始時期	年 月 日 (予定)	
敷地の位置	地区名 _____ 所在地 大阪市 _____ 区 _____	
変更内容	変更前	
	変更後	
変更理由		
※受付欄	※受付年月日	年 月 日
	※受付番号	( ) 第 ー 号
	※第4条第3項 意見聴取	第 回 年 月 日
	※通知年月日	年 月 日
	※備考	

※のある欄は記入しないでください。

年 月 日

大 阪 市 長 様

事業者 住 所

氏 名

(法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)

### デジタルサイネージ変更協議申出書

重点届出区域におけるデジタルサイネージ等取扱要綱第5条第1項の規定に基づき、指定書類を添えて次のとおり申し出ます。

代理人 (定める場合)	住 所	_____
	氏 名	_____
	電話番号	_____ - _____ (担当: _____)
協議の成立	受付番号	( _____ ) 第 _____ 号
	協議成立年月日	_____ 年 _____ 月 _____ 日
運用開始時期	_____ 年 _____ 月 _____ 日 (予定)	
敷地の位置	地区名	_____
	所在地	大阪市 _____ 区 _____
変更内容	変更前	_____
	変更後	_____
変更理由	_____	
※受付欄	※受付年月日	_____ 年 _____ 月 _____ 日
	※受付番号	( _____ ) 第 _____ 号
	※備考	_____

※のある欄は記入しないでください。

年 月 日

大 阪 市 長 様

事業者 住 所

氏 名

(法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)

### 一時広告物事前協議申出書

重点届出区域におけるデジタルサイネージ等取扱要綱第6条第1項の規定に基づき、指定書類を添えて次のとおり申し出ます。

敷地の位置	地区名 _____ 所在地 大阪市 _____区 _____	
行為の名称(イベント等の名称又は工事等の名称)		
表示・掲出予定期間	年 月 日 ~ 年 月 日 ( 日間) (工事を含ま期間) 年 月 日 ~ 年 月 日 ( 日間)	
(前回)表示・掲出期間	年 月 日 ~ 年 月 日 ( 日間)	
代理人の住所・氏名・連絡先	(代理人を定める場合のみ記載)	
広告物の種類	<input type="checkbox"/> 壁面広告物 <input type="checkbox"/> 地上広告物 <input type="checkbox"/> 突出広告物 <input type="checkbox"/> その他 ( ) プロジェクションマッピング等 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 /音声 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
所轄警察署への事前相談	<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未 (注1)	
※受付欄	※受付年月日	年 月 日
	※受付番号	( ) 第 一 号
	※第6条第3項 意見聴取	第 回 年 月 日
	※通知年月日	年 月 日
	※備考	

※のある欄は記入しないでください。

(注1) 所轄警察署への事前相談が完了していない場合は、相談状況がわかる資料を添付してください。

年 月 日

大 阪 市 長 様

事業者 住 所

氏 名

(法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)

### 一時広告物事前協議申出書

重点届出区域におけるデジタルサイネージ等取扱要綱第6条第1項の規定に基づき、指定書類を添えて次のとおり申し出ます。

代理人 (定める場合)	住 所 _____ 氏 名 _____ 電話番号 _____ (担当: _____)
敷地の位置	地区名 _____ 所在地 大阪市 _____ 区
行為の名称(イベント等の名称又は工事等の名称)	
表示・掲出予定期間	年 月 日 ~ 年 月 日 (日間) (工事を含む期間) 年 月 日 ~ 年 月 日 (日間)
(前回)表示・掲出期間	年 月 日 ~ 年 月 日 (日間)
広告物の種類等	<input type="checkbox"/> 壁面広告物 <input type="checkbox"/> 地上広告物 <input type="checkbox"/> 突出広告物 <input type="checkbox"/> その他 ( ) プロジェクションマッピング等の使用 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 音声の有無 <input type="checkbox"/> 有 ( _____ dB) <input type="checkbox"/> 無
所轄警察署への事前相談	<input type="checkbox"/> 済 ( _____ 年 _____ 月 _____ 日確認) <input type="checkbox"/> 未 (注1)
※受付欄	※受付年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日
	※受付番号 _____ ( _____ ) 第 _____ 号
	※備考

※のある欄は記入しないでください。

(注1) 所轄警察署への事前相談が完了していない場合は、相談状況がわかる資料を添付してください。

第 号  
年 月 日

様

大阪市長

一時広告物 事前協議  
変更協議 に係る通知書

年 月 日付け一時広告物事前協議について、重点届出区域におけるデジタルサイネージ等取扱要綱第6条第5項又は第6項（第7条第2項において準用する同要綱第6条第5項又は第6項）の規定に基づき通知します。

敷地の位置	地区名 _____ 所在地 大阪市 _____ 区 _____	
協議の申出	受付番号	( ) 第 _____ 号
	受付日	_____ 年 _____ 月 _____ 日
第6条第4項 意見聴取	<input type="checkbox"/> 有（第 _____ 回 _____ 年 _____ 月 _____ 日） <input type="checkbox"/> 無	
通知内容	<input type="checkbox"/> 適合（協議成立） <input type="checkbox"/> 不適合（協議不成立）  (意見等) ・ ・ ・	

年 月 日

大 阪 市 長 様

事業者 住 所

氏 名

(法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)

### 一時広告物変更協議申出書

重点届出区域におけるデジタルサイネージ等取扱要綱第7条第1項の規定に基づき、指定書類を添えて次のとおり申し出ます。

協議の成立	受付番号	( ) 第 ー 号
	協議成立年月日	年 月 日
運用開始時期	年 月 日 (予定)	
敷地の位置	地区名 _____ 所在地 大阪市 _____ 区 _____	
変更内容	変更前	
	変更後	
変更理由		
※受付欄	※受付年月日	年 月 日
	※受付番号	( ) 第 ー 号
	※第6条第4項 意見聴取	第 回 年 月 日
	※通知年月日	年 月 日
	※備考	

※のある欄は記入しないでください。

年 月 日

大 阪 市 長 様

事業者 住 所

氏 名

(法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)

### 一時広告物変更協議申出書

重点届出区域におけるデジタルサイネージ等取扱要綱第7条第1項の規定に基づき、指定書類を添えて次のとおり申し出ます。

代理人 (定める場合)	住 所 _____	
	氏 名 _____	
	電話番号 _____	(担当: _____)
協議の成立	受付番号 _____	( ) 第 _____ 号
	協議成立年月日 _____	年 月 日
運用開始時期	年 月 日 (予定)	
敷地の位置	地区名 _____	
	所在地 大阪市 _____ 区 _____	
変更内容	変更前	
	変更後	
変更理由		
※受付欄	※受付年月日 _____	年 月 日
	※受付番号 _____	( ) 第 _____ 号
	※備考	

※のある欄は記入しないでください。

年 月 日

大 阪 市 長 様

事業者 住 所

氏 名

(法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)

### エリアマネジメント広告物事前協議申出書

重点届出区域におけるデジタルサイネージ等取扱要綱第 8 条第 1 項の規定に基づき、指定書類を添えて次のとおり申し出ます。

代理人 (定める場合)	住 所 _____ 氏 名 _____ 電話番号 _____ (担当: _____)
敷地の位置	地区名 _____ 所在地 大阪市 _____ 区 _____
建築物概要	建築物名称 _____ 敷地面積 _____ m <sup>2</sup> 延床面積 _____ m <sup>2</sup> 高さ _____ m 建築面積 _____ m <sup>2</sup> 階数 地上 _____ 階 地下 _____ 階 対象となる外壁面積 _____ m <sup>2</sup>
広告物の種別	<input type="checkbox"/> デジタルサイネージ (低層部) <input type="checkbox"/> デジタルサイネージ (工事仮囲い) <input type="checkbox"/> デジタルサイネージ以外 (低層部) <input type="checkbox"/> デジタルサイネージ以外 (工事仮囲い) <input type="checkbox"/> デジタルサイネージ (中層部)
設置工事及び運用開始時期 (予定)	(デジタルサイネージ) 設置工事着手 _____ 年 _____ 月 _____ 日 (予定) 運 用 開 始 _____ 年 _____ 月 _____ 日 (予定)
表示・掲出予定期間	(デジタルサイネージ以外) _____ 年 _____ 月 _____ 日 ~ _____ 年 _____ 月 _____ 日 ( _____ 日間) ※表示・掲出期間 _____ 年 _____ 月 _____ 日 ~ _____ 年 _____ 月 _____ 日 ( _____ 日間) ※工事等を含む期間
設置位置・形態・大きさ等	(デジタルサイネージ) 設置位置 建築物の _____ 階部分 設置形態 <input type="checkbox"/> 壁面設置 [ <input type="checkbox"/> 低層部 <input type="checkbox"/> 中層部] <input type="checkbox"/> 自立型設置 画面の大きさ 幅 _____ m × 高さ _____ m = 面積 _____ m <sup>2</sup> (注 1) 地盤面から画面上端までの高さ _____ m 設置する外壁面の広告物の総面積: _____ m <sup>2</sup> (既設置広告物を含む)  (デジタルサイネージ以外) 設置形態 <input type="checkbox"/> 壁面設置 <input type="checkbox"/> 自立型設置 <input type="checkbox"/> 突出設置

周辺への影響への配慮(デジタルサイネージ)	音声の有無 <input type="checkbox"/> 有 (最大音量_____dB) <input type="checkbox"/> 無 最大輝度 昼間 _____cd/m <sup>2</sup> 夜間 _____cd/m <sup>2</sup> スピーカーの種類等 (指向性等) _____ 表示時間帯 _____ : _____ ~ _____ : _____ まで 周辺への配慮事項 ・ ・ ・	
コンテンツ内容 (デジタルサイネージ)	広告物の表示内容 <input type="checkbox"/> 自家用広告 <input type="checkbox"/> 商用広告 公共情報等の表示割合 _____%以上 コンテンツ作成者 _____ ・ ・ ・ 詳細は別紙及び映像参照	
所轄警察署への事前相談(デジタルサイネージ)	<input type="checkbox"/> 済 ( _____ 年 _____ 月 _____ 日確認) <input type="checkbox"/> 未 (注2)	
※受付欄	※受付年月日	_____ 年 _____ 月 _____ 日
	※受付番号	( _____ ) 第 _____ 号
	※備考	

※のある欄は記入しないでください。

(注1) 面積はフレームや架台等を除く画面の大きさとし、整数値(小数点以下を四捨五入)を記載してください。

(注2) 所轄警察署への事前相談が完了していない場合は、相談状況がわかる資料を添付してください。

エリアマネジメント広告物事前協議時 チェックシート（デジタルサイネージ・低層部）

① 前提条件

【全地区共通】

- にぎわいの形成やまちの魅力向上につながるデザイン性の高いものとしている
- 当該広告物を設置するエリアマネジメント団体による内部取扱規定を設けている
- 当該広告物による収入はエリアマネジメント活動に充当されることについて、広く周知を行うこととしている
- 別表第2（1）の協議対象地区内である

② 設置位置、形態・意匠の基準

【全地区共通】

- 設置位置は、建築物の低層部としている
  - （該当する場合）歩道橋等により地上部分以外に歩行者動線がある場合は、協議により低層部とみなしている
- 設置形態は、壁面への設置及び自立型設置としている
- 壁面に突き出して設置していない
- 壁面に設置する場合は、建築物と一体的な意匠としている
- 窓面をふさがないように設置している
- 天井に吊り下げて設置していない
- 太陽光を著しく反射するおそれのあるものを使用していない
- 骨組み、支柱等の構造体は目立たないものとしている

③ 大きさ（1か所あたり）の基準

【下記以外の地区】

- 2㎡以下としている

【御堂筋地区及び堺筋地区のうち、長堀通以南】

- 5㎡以下としている

④ 大きさ（総量）の基準

【全地区共通】

- 5㎡以下としている  
（ただし、敷地面積が2,000㎡を超える場合は、面積加算後の範囲内である）

⑤ 快適な街路景観創出のための基準

【全地区共通】【2㎡以下の場合】

- 設置位置や掲出内容に応じた配置とし、ヒューマンスケールに配慮した高さや幅（地盤面から画面上端までの高さは2.3m以下、画面幅は1.5m以下）としている
  - （上記でない場合は）個別協議（ ）
- 自立型設置の場合、通行の妨げにならない設置位置としている
- 一敷地に複数設置する場合、他のデジタルサイネージとの距離は10m以上離れている  
（ただし、近接して設置する場合は、合計2㎡以下であればこの限りでない）
- 複数の広告板が設置されている場所では、統一感やまとまりのあるデザイン・高さ等となっている

【御堂筋地区及び堺筋地区のうち、長堀通以南】

- 個別協議要（ ）

⑥ 周辺への影響を抑えるための基準

【全地区共通】

- まぶしすぎない明るさとし、夜間等、外光の状況及び周辺の状況に配慮した輝度としている

- 昼間の輝度：3,000cd/m<sup>2</sup>以下
  - これによらない場合（輝度：\_\_\_\_\_cd/m<sup>2</sup>）（理由：\_\_\_\_\_）
- 夜間の輝度：800cd/m<sup>2</sup>以下
  - これによらない場合（輝度：\_\_\_\_\_cd/m<sup>2</sup>）（理由：\_\_\_\_\_）
- 明るく派手な高彩度色の利用を抑え、まちなみを阻害しない色彩としている
  - 補色や彩度差の大きい色の組み合わせを使用していない
  - 類似色や中間色など落ち着いた色としている
- 静止画の切替り（切替り間隔は15秒以上）としている
- 音声を使用していない

⑦ コンテンツの基準

【全地区共通】

- 商用広告を表示する場合、表示割合の1/4を超える公共情報等を提供している
- 自家用広告のみを表示する場合、表示割合の1/10を超える公共情報等を提供している
- 公序良俗に反しないものとしている
- 見る人に不快感や不安感を与えないものとしている
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に該当する営業に関する広告物の表示はない

⑧ その他

【全地区共通】

- 設置する大きさや位置、コンテンツ内容等について、所轄警察署への事前相談を実施している

エリアマネジメント広告物事前協議時 チェックシート（デジタルサイネージ・中層部）

① 前提条件

- にぎわいの形成やまちの魅力向上につながるデザイン性の高いものとしている
- コンテンツ等に関する地域独自の基準や協議体制について、協議済である
- 地域独自の基準に適合し、設置について合意が図られている
- 当該広告物による収入はエリアマネジメント活動に充当されることについて、広く周知を行うこととしている

② 設置可能な建築物の規模

- 建築面積 200 m<sup>2</sup>以上の建築物である

③ 設置位置、形態・意匠の基準

- 設置位置は原則、高さ 31m 以下とし、当該建築物における低層部の範囲を除いたものである
- 設置形態は壁面への設置のみとし、建築物と一体的な形態・意匠としている
- 太陽光を著しく反射するおそれのあるものを使用しない。
- 骨組み、支柱等の構造体は目立たないものとする。

④ 設置数及び画面の大きさの基準

- 設置可能な設置数及び画面の大きさについては、設置位置及び視点場となる空間の広がり等を踏まえ個別協議による

⑤ 周辺への影響を抑えるための基準

- まぶしすぎない明るさとし、夜間等、外光の状況及び周辺の状況に配慮した輝度としている
  - 昼間の輝度：3,000cd/m<sup>2</sup>以下
    - これによらない場合（輝度：\_\_\_\_\_cd/m<sup>2</sup>）（理由：\_\_\_\_\_）
  - 夜間の輝度：800cd/m<sup>2</sup>以下
    - これによらない場合（輝度：\_\_\_\_\_cd/m<sup>2</sup>）（理由：\_\_\_\_\_）
- 明るく派手な高彩度色の利用を抑え、まちなみを阻害しない色彩としている
  - 補色や彩度差の大きい色の組み合わせを使用していない
  - 類似色や中間色など落ち着いた色としている
- 心身に悪影響を与えない、不快感を与えない緩やかな表示速度、繰り返し回数としている
  - 急激にスライドを切り替えず、また、適切に情報が伝わる表示速度としている
- 不快感を与えない音量、音声としている

⑥ コンテンツの基準

- デザイン性の高いものとし、ニュースや災害時の避難情報等を除き、文字のみの広告物の表示としていない商用広告を表示する場合、表示割合の 1/4 を超える公共情報等を提供している
- 公共情報等を提供し、その表示割合が 1/4 を超えている
- 災害時等において、行政等の要請に応じて必要情報等を提供する
- 公序良俗に反しないものとしている
- 見る人に不快感や不安感を与えないものとしている
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に該当する営業に関する広告物の表示はない

⑦ その他

- 設置する大きさや位置、コンテンツ内容等について、所轄警察署への事前相談を実施している

第 号  
年 月 日

様

大阪市長

エリアマネジメント広告物 事前協議  
変更協議 に係る見解通知書

年 月 日付けで申出のあったエリアマネジメント広告物計画に係る見解を取りまとめましたので、重点届出区域におけるデジタルサイネージ等取扱要綱第 8 条第 4 項（第 9 条第 2 項において準用する同要綱第 8 条第 4 項）の規定に基づき通知します。

敷地の位置	地区名 _____ 所在地 大阪市 _____ 区 _____	
協議の申出	受付番号	( ) 第 _____ 号
	受付日	_____ 年 _____ 月 _____ 日
第 8 条第 3 項 意見聴取	<input type="checkbox"/> 有（第 _____ 回 _____ 年 _____ 月 _____ 日） <input type="checkbox"/> 無	
エリアマネジメント 広告物計画 に関する大阪市の 見解		

年 月 日

大 阪 市 長 様

事業者 住 所

氏 名

(法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)

エリアマネジメント広告物 事前協議  
変更協議 に係る回答書

年 月 日付け第 号の見解に対して、次のとおり回答します。

代理人 (定める場合)	住 所 _____ 氏 名 _____ 電話番号 _____ (担当: _____)
敷地の位置	地区名 _____ 所在地 大阪市 _____ 区 _____
設置工事及び運用 開始時期 (予定)	設置工事着手 _____ 年 月 日 (予定) 運 用 開 始 _____ 年 月 日 (予定)
エリアマネジメント広告物計画に関する 大阪市の見解	見解に対する回答

第 号  
年 月 日

様

大阪市長

エリアマネジメント広告物 事前協議  
変更協議 に係る通知書

年 月 日付けエリアマネジメント広告物事前協議について、重点届出区域におけるデジタルサイネージ等取扱要綱第 8 条第 6 項又は第 7 項（第 9 条第 2 項において準用する同要綱第 8 条第 6 項又は第 7 項）の規定に基づき通知します。

敷地の位置	地区名 _____ 所在地 大阪市 _____ 区 _____	
協議の申出	受付番号	( ) 第 _____ 号
	受付日	_____ 年 _____ 月 _____ 日
第 8 条第 3 項 意見聴取	<input type="checkbox"/> 有（第 _____ 回 _____ 年 _____ 月 _____ 日） <input type="checkbox"/> 無	
第 8 条第 4 項 見解通知	<input type="checkbox"/> 有（ _____ 年 _____ 月 _____ 日） <input type="checkbox"/> 無	
第 8 条第 5 項 回答	<input type="checkbox"/> 有（ _____ 年 _____ 月 _____ 日） <input type="checkbox"/> 無	
通知内容	<input type="checkbox"/> 適合（協議成立） <input type="checkbox"/> 不適合（協議不成立）  (意見等) ・ ・ ・	

年 月 日

大 阪 市 長 様

事業者 住 所

氏 名

(法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)

### エリアマネジメント広告物変更協議申出書

重点届出区域におけるデジタルサイネージ等取扱要綱第 9 条第 1 項の規定に基づき、指定書類を添えて次のとおり申し出ます。

代理人 (定める場合)		住 所 _____ 氏 名 _____ 電話番号 _____ (担当: _____)
協議の成立		受付番号 ( ) 第 - 号
		協議成立年月日 _____ 年 月 日
運用開始時期		_____ 年 月 日 (予定)
敷地の位置		地区名 _____ 所在地 大阪市 _____ 区
変更内容	変更前	
	変更後	
変更理由		
※受付欄	※受付年月日	_____ 年 月 日
	※受付番号	( ) 第 - 号
	※備考	

※のある欄は記入しないでください。

年 月 日

大 阪 市 長 様

事業者 住 所

氏 名

(法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)

## エリアマネジメント広告物変更報告書

重点届出区域におけるデジタルサイネージ等取扱要綱第 9 条第 1 項ただし書の規定に基づき、指定書類を添えて次のとおり報告します。

記

<変更内容>

・変更前

・変更後

<変更理由>

年 月 日

大 阪 市 長 様

事業者 住 所

氏 名

(法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)

### 工事等取止届

重点届出区域におけるデジタルサイネージ等取扱要綱第8条の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

協議の成立	受付番号	( ) 第 一 号
	協議成立年月日	年 月 日
敷地の位置	地区名 _____ 所在地 大阪市 _____ 区	
工事等取止理由		
※受付欄	※受付年月日	年 月 日
	※備考	

※のある欄は記入しないでください。

年 月 日

大 阪 市 長 様

事業者 住 所

氏 名

(法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)

### 工事等取止届

重点届出区域におけるデジタルサイネージ等取扱要綱第10条の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

代理人 (定める場合)	住 所 _____
	氏 名 _____
	電話番号 _____ (担当: _____)
協議の成立	受付番号 _____ ( _____ ) 第 _____ 号
	協議成立年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日
敷地の位置	地区名 _____ 所在地 大阪市 _____ 区 _____
工事等取止理由	
※受付欄	※受付年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日
	※備考 _____

※のある欄は記入しないでください。

年 月 日

大阪市長様

事業者住所

氏名

(法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)

### 工事完了報告書

重点届出区域におけるデジタルサイネージ等取扱要綱第9条の規定に基づき、指定書類を添えて次のとおり報告します。

協議の成立	受付番号	( ) 第 一 号
	協議成立年月日	年 月 日
敷地の位置	地区名 _____ 所在地 大阪市 _____ 区	
工事完了日	年 月 日	
※受付欄	※受付年月日	年 月 日
	※調査の実施 <input type="checkbox"/> 有 ( 年 月 日 時) <input type="checkbox"/> 無	

※のある欄は記入しないでください。

年 月 日

大 阪 市 長 様

事業者 住 所

氏 名

(法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)

### 工事完了報告書

重点届出区域におけるデジタルサイネージ等取扱要綱第 11 条の規定に基づき、指定書類を添えて次のとおり報告します。

代理人 (定める場合)	住 所 _____	
	氏 名 _____	
	電話番号 _____ (担当: _____)	
協議の成立	受付番号 _____ ( _____ ) 第 _____ 号	
	協議成立年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日	
敷地の位置	地区名 _____ 所在地 大阪市 _____ 区 _____	
工事完了日	_____ 年 _____ 月 _____ 日	
※受付欄	※受付年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日	
	※調査の実施 <input type="checkbox"/> 有 ( _____ 年 _____ 月 _____ 日 _____ 時) <input type="checkbox"/> 無	

※のある欄は記入しないでください。

第 号  
年 月 日

様

大阪市長

## 調査結果通知書

年 月 日付けで工事完了報告のあった件について、重点届出区域におけるデジタルサイネージ等取扱要綱第10条第2項の規定に基づき、次のとおり調査結果を通知します。

### 記

1 受付番号

2 敷地の位置

3 現地調査日

4 調査結果 適 合 ・ 不 適 合

第 号  
年 月 日

様

大阪市長

## 調査結果通知書

年 月 日付けで工事完了報告のあった件について、重点届出区域におけるデジタルサイネージ等取扱要綱第12条第2項の規定に基づき、次のとおり調査結果を通知します。

### 記

1 受付番号

2 敷地の位置

3 現地調査日

4 調査結果 適 合 ・ 不 適 合

年 月 日

大 阪 市 長 様

事業者 住 所

氏 名

(法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)

### デジタルサイネージ実績報告書

重点届出区域におけるデジタルサイネージ等取扱要綱第 11 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり報告します。

設置協議の成立	受付番号	( ) 第 ー 号
	協議成立年月日	年 月 日
敷地の位置	地区名 _____ 所在地 大阪市 _____ 区	
工事完了日	年 月 日	
報告期間	年 月 日 ~ 年 月 日 (注 1)	
コンテンツ内容等	音声の有無 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (最大音量 _____ dB) 最大輝度 <input type="checkbox"/> 日中 _____ cd/m <sup>2</sup> 夜間 _____ cd/m <sup>2</sup> スピーカーの種類等 (指向性等) _____ 広告の種別 <input type="checkbox"/> 自家用 <input type="checkbox"/> 商用 観光情報やニュース、まちの魅力を向上させる映像等の割合 _____ %以上 時間帯 _____ コンテンツ作成者 _____ ※変更協議を行っている場合は、協議期間毎に記載してください。	
※受付欄	※受付年月日	年 月 日
	※受付番号	( ) 第 ー 号
	※第 11 条第 3 項 意見聴取	第 回 年 月 日
	※通知年月日	年 月 日
	※備考	

※のある欄は記入しないでください。

(注 1) 8・9 月分については、提出時点における実施予定を記載してください。

年 月 日

大 阪 市 長 様

事業者 住 所

氏 名

(法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)

### デジタルサイネージ実績報告書

重点届出区域におけるデジタルサイネージ等取扱要綱第 13 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり提出します。

代理人 (定める場合)	住 所 _____	
	氏 名 _____	
	電話番号 _____ (担当: _____)	
協議の成立	受付番号	( ) 第 _____ 号
	協議成立年月日	_____ 年 _____ 月 _____ 日
敷地の位置	地区名 _____ 所在地 大阪市 _____ 区	
工事完了日	_____ 年 _____ 月 _____ 日	
報告期間	_____ 年 _____ 月 _____ 日 ~ _____ 年 _____ 月 _____ 日 (注 1)	
コンテンツ内容等	音声の有無 <input type="checkbox"/> 有 (最大音量 _____ dB) <input type="checkbox"/> 無	
	最大輝度 <input type="checkbox"/> 昼間 _____ cd/m <sup>2</sup> 夜間 _____ cd/m <sup>2</sup>	
	スピーカーの種類等 (指向性等) _____	
	広告の種別 <input type="checkbox"/> 自家用広告 <input type="checkbox"/> 商用広告	
	公共情報等の表示割合 _____ %以上	
	表示時間帯 _____ : _____ ~ _____ : _____ まで	
	コンテンツ作成者 _____	
	※変更協議を行っている場合は、協議期間毎に記載してください。	
※受付欄	※受付年月日	_____ 年 _____ 月 _____ 日
	※受付番号	( ) 第 _____ 号
	※備考	

※のある欄は記入しないでください。

(注 1) 8・9月分については、提出時点における実施予定を記載してください。

デジタルサイネージ運用時 チェックシート（低層部）

① 前提条件

- 周辺景観との調和に配慮したものである
  - 地区の良好なまちなみの形成に資するものである
  - 周辺のまちなみや建築物全体の形態意匠と調和のとれた、落ち着いたものである
- 設置者による内部取扱規定に変更はない  
⇒変更がある場合（ ）

⑤ 周辺への影響を抑えるための基準

- まぶしすぎない明るさ（輝度）とし、夜間等、外光の状況及び周辺状況に配慮している
  - 昼間の輝度は3,000cd/m<sup>2</sup>以下としている  
⇒これによらない場合\_\_\_\_\_cd/m<sup>2</sup>（理由：\_\_\_\_\_）
  - 夜間の輝度は800cd/m<sup>2</sup>以下としている  
⇒これによらない場合\_\_\_\_\_cd/m<sup>2</sup>（理由：\_\_\_\_\_）
  - 中之島地区及び各地区の中之島地区に面する建築物の中之島面ではない  
⇒中之島地区及び各地区の中之島地区に面する建築物の中之島面の場合は個別協議要（ ）
- まちなみを阻害しない色彩としている
  - 明るく派手な高彩度色を多用していない
  - 補色や彩度差の大きい色の組み合わせを使用せず、類似色や中間色など落ち着いた色としている
- 静止画の切替り（切替り間隔は15秒以上）としている
- 音声はなしとしている

⑥ コンテンツの基準

- 観光情報、ニュース、災害時の避難情報など、まちの利便性や安全性を高める各種の情報やまちの魅力を向上させる映像等を提供し、その割合が1/4を超えている  
⇒自家用広告のみ掲出する場合は、上記の割合が1/10を超えている（ ）
- 公序良俗に反しないものとしている
- 見る人に不快感や不安感を与えないものとしている
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に該当する営業に関する広告物の表示はない
- 人物・キャラクターの割合が、画面の3分の1、かつ掲出時間の3分の1を超えていない  
（ただし、シルエットなどイメージ的に用いるものを除く）
- 中之島地区及び各地区の中之島地区に面する建築物の中之島面において壁面に設置する場合、表示内容は、氏名、名称、もしくは商標、又は建築物の名称に限っている

⑦ その他

- 所轄警察署への事前相談を実施している
  - 信号機若しくは道路標識に類似し、又はこれらの効用を妨げるものではない
  - コンテンツの内容について、事前相談を実施している

デジタルサイネージ運用時 チェックシート（低層部）

① 前提条件

- 周辺景観との調和に配慮し、良好なまちなみ形成に資するものとしている
- 事業者による内部取扱規定に変更はない  
⇒変更がある場合（ ）

⑥ 周辺への影響を抑えるための基準

【全地区共通】

- まぶしすぎない明るさとし、夜間等、外光の状況及び周辺の状況に配慮した輝度としている
    - 昼間の輝度：3,000cd/m<sup>2</sup>以下
      - これによらない場合（輝度：\_\_\_\_\_cd/m<sup>2</sup>）（理由：\_\_\_\_\_）
    - 夜間の輝度：800cd/m<sup>2</sup>以下
      - これによらない場合（輝度：\_\_\_\_\_cd/m<sup>2</sup>）（理由：\_\_\_\_\_）
  - 明るく派手な高彩度色の利用を抑え、まちなみを阻害しない色彩としている
    - 補色や彩度差の大きい色の組み合わせを使用していない
    - 類似色や中間色など落ち着いた色としている
  - 表示方法は、静止画の切替り（切替り間隔は 15 秒以上）としている
  - 音声を使用していない
- 【中之島地区及び各地区の中之島地区に面する建築物の中之島面】
- 個別協議要（ ）

⑦ コンテンツの基準

【全地区共通】

- 商用広告を表示する場合、表示割合の 1/4 を超える公共情報等を提供している
  - 自家用広告のみを表示する場合、表示割合の 1/10 を超える公共情報等を提供している
  - 公序良俗に反しないものとしている
  - 見る人に不快感や不安感を与えないものとしている
  - 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に該当する営業に関する広告物の表示はない
  - 人物・キャラクターの表示割合は、画面の 1/3 以下としている  
（ただし、シルエットなどイメージ的に用いるものを除く）
- 【中之島地区及び各地区の中之島地区に面する建築物の中之島面】
- 壁面に設置する場合、表示内容は自家用広告のみとしている

デジタルサイネージ運用時 チェックシート（中層部）

① 前提条件

- にぎわいの形成やまちの魅力向上につながるデザイン性の高いものである
- 地域独自の基準や協議体制に変更はない  
⇒変更がある場合（ ）

④ 周辺への影響を抑えるための基準

- まぶしすぎない明るさ（輝度）とし、夜間等、外光の状況及び周辺状況に配慮している
  - 昼間の輝度は 3,000cd/m<sup>2</sup>以下としている  
⇒これによらない場合 \_\_\_\_\_ cd/m<sup>2</sup>（理由： \_\_\_\_\_）
  - 夜間の輝度は 800cd/m<sup>2</sup>以下としている  
⇒これによらない場合 \_\_\_\_\_ cd/m<sup>2</sup>（理由： \_\_\_\_\_）
- まちなみを阻害しない色彩としている
  - 明るく派手な高彩度色を多用していない
  - 補色や彩度差の大きい色の組み合わせを使用せず、類似色や中間色など落ち着いた色としている
- 心身に悪影響を与えない、不快感を与えないゆるやかな表示速度、繰り返し回数としている
  - スライドの切替わり時に急激に変わらないような配慮がされている
  - 表示速度が速すぎず、適切に情報が伝わる速度となっている
- 不快感を与えない音量、音色としている

⑤ コンテンツの基準

- デザイン性の高いものとし、ニュースや災害時の避難情報等を除き、文字のみの広告物の表示はない
- 観光情報、ニュース、災害時の避難情報など、まちの利便性や安全性を高める各種の情報やまちの魅力を向上させる映像等を提供し、その割合が 1/4 を超えている
- 公序良俗に反しないものとしている
- 見る人に不快感や不安感を与えないものとしている
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に該当する営業に関する広告物の表示はない

⑥ その他

- 所轄警察署への事前相談を実施している
  - 信号機若しくは道路標識に類似し、又はこれらの効用を妨げるものではない
  - コンテンツの内容について、事前相談を実施している

デジタルサイネージ運用時 チェックシート (中層部)

① 前提条件

- にぎわいの形成やまちの魅力向上につながるデザイン性の高いものである
- 地域独自の基準や協議体制に変更はない  
⇒変更がある場合 ( )

⑤ 周辺への影響を抑えるための基準

- まぶしすぎない明るさとし、夜間等、外光の状況及び周辺の状況に配慮した輝度としている
  - 昼間の輝度：3,000cd/m<sup>2</sup>以下
    - これによらない場合 (輝度：\_\_\_\_\_cd/m<sup>2</sup>) (理由：\_\_\_\_\_)
  - 夜間の輝度：800cd/m<sup>2</sup>以下
    - これによらない場合 (輝度：\_\_\_\_\_cd/m<sup>2</sup>) (理由：\_\_\_\_\_)
- 明るく派手な高彩度色の利用を抑え、まちなみを阻害しない色彩としている
  - 補色や彩度差の大きい色の組み合わせを使用していない
  - 類似色や中間色など落ち着いた色としている
- 心身に悪影響を与えない、不快感を与えないゆるやかな表示速度、繰り返し回数としている
  - 急激にスライドを切り替えず、また、適切に情報が伝わる表示速度としている
- 不快感を与えない音量、音色としている

⑥ コンテンツの基準

- デザイン性の高いものとし、ニュースや災害時の避難情報等を除き、文字のみの広告物の表示はない
- 公共情報等を提供し、その表示割合が1/4を超えている
- 災害時等において、行政等の要請に応じて必要情報等を提供する
- 公序良俗に反しないものとしている
- 見る人に不快感や不安感を与えないものとしている
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 (昭和 23 年法律第 122 号) 第 2 条に該当する営業に関する広告物の表示はない

年 月 日

大 阪 市 長 様

事業者 住 所

氏 名

(法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)

### 一時広告物実績報告書

重点届出区域におけるデジタルサイネージ等取扱要綱第 11 条第 6 項の規定に基づき、次のとおり報告します。

事前協議の成立	受付番号	( ) 第 一 号
	協議成立年月日	年 月 日
敷地の位置	地区名 _____ 所在地 大阪市 _____ 区 _____	
行為の名称 (イベント等の名称又は工事等の名称等)		
工事完了日	年 月 日	
表示・掲出期間	年 月 日 ~ 年 月 日	
広告物の種類	<input type="checkbox"/> 壁面広告物 <input type="checkbox"/> 地上広告物 <input type="checkbox"/> 突出広告物 <input type="checkbox"/> その他 ( ) プロジェクションマッピング等 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 / 音声 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
表示・掲出の内容	(変更協議を行っている場合は、協議期間毎に記載してください。)	
※受付欄	※受付年月日	
	※受付番号	年 月 日
	※備考	( ) 第 一 号

※のある欄は記入しないでください。

年 月 日

大 阪 市 長 様

事業者 住 所

氏 名

(法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)

### デジタルサイネージ実施計画書

重点届出区域におけるデジタルサイネージ等取扱要綱第11条第1項の規定に基づき、次のとおり提出します。

協議の成立	受付番号	( ) 第 一 号
	協議成立年月日	年 月 日
敷地の位置	地区名 _____ 所在地 大阪市 _____ 区	
工事完了日	年 月 日	
実施期間	年 月 日 ~ 年 月 日	
コンテンツ内容等	音声の有無 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (最大音量 _____ dB) 最大輝度 日中 _____ cd/m <sup>2</sup> 夜間 _____ cd/m <sup>2</sup> スピーカーの種類等 (指向性等) _____ 広告の種別 <input type="checkbox"/> 自家用 <input type="checkbox"/> 商用 観光情報やニュース、まちの魅力を向上させる映像等の割合 _____ %以上 時間帯 _____ コンテンツ作成者 _____  ※コンテンツの変更予定がある場合、予定時期を記載してください。	
※受付欄	※受付年月日	年 月 日
	※備考	

※のある欄は記入しないでください。

年 月 日

大 阪 市 長 様

事業者 住 所

氏 名

(法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)

### デジタルサイネージ実施計画書

重点届出区域におけるデジタルサイネージ等取扱要綱第 13 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり提出します。

代理人 (定める場合)	住 所 _____	
	氏 名 _____	
	電話番号 _____ (担当: _____)	
協議の成立	受付番号	( ) 第 _____ 号
	協議成立年月日	_____ 年 _____ 月 _____ 日
敷地の位置	地区名 _____ 所在地 大阪市 _____ 区	
工事完了日	_____ 年 _____ 月 _____ 日	
実施期間	_____ 年 _____ 月 _____ 日 ~ _____ 年 _____ 月 _____ 日	
コンテンツ内容等	音声の有無 <input type="checkbox"/> 有 (最大音量 _____ dB) <input type="checkbox"/> 無 最大輝度 昼間 _____ cd/m <sup>2</sup> 夜間 _____ cd/m <sup>2</sup> スピーカーの種類等 (指向性等) _____ 広告の種類 <input type="checkbox"/> 自家用広告 <input type="checkbox"/> 商用広告 公共情報等の表示割合 _____ %以上 表示時間帯 _____ : _____ ~ _____ : _____ まで コンテンツ作成者 _____  ※コンテンツの変更予定がある場合、予定時期を記載してください。	
※受付欄	※受付年月日	_____ 年 _____ 月 _____ 日
	※備考	

※のある欄は記入しないでください。

第 号  
年 月 日

様

大阪市長

### デザイン性に係る見解通知書

年 月 日付けで報告のあった 年度の実績報告についてデザイン性に係る見解  
を取りまとめましたので、重点届出区域におけるデジタルサイネージ等取扱要綱第 11 条第 4 項の規  
定に基づき通知します。

設置協議の成立	受付番号	( ) 第 - 号
	協議成立年月日	年 月 日
敷地の位置	地区名 _____ 所在地 大阪市 _____ 区	
第 11 条第 3 項 意見聴取	第 回	年 月 日
デザイン性に係 る大阪市の見解		

第 号  
年 月 日

様

大阪市長

### デザイン性に係る見解通知書

年 月 日付けで報告のあった 年度の実績報告についてデザイン性に係る見解を取りまとめましたので、重点届出区域におけるデジタルサイネージ等取扱要綱第 13 条第 4 項の規定に基づき通知します。

協議の成立	受付番号	( ) 第 - 号
	協議成立年月日	年 月 日
敷地の位置	地区名 _____ 所在地 大阪市 _____ 区	
第 13 条第 3 項 意見聴取	<input type="checkbox"/> 有 (第 _____ 回 _____ 年 _____ 月 _____ 日) <input type="checkbox"/> 無	
デザイン性に係る 大阪市の見解		

年 月 日

大 阪 市 長 様

事業者 住 所

氏 名

(法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)

### デザイン性に係る見解に対する回答書

年 月 日付けの見解に対して、次のとおり回答します。

設置協議の成立	受付番号	( ) 第 ー 号
	協議成立年月日	年 月 日
敷地の位置	地区名 _____ 所在地 大阪市 _____ 区	
デザイン性に係る大阪市の見解		見解に対する回答

年 月 日

大 阪 市 長 様

事業者 住 所

氏 名

(法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)

### デザイン性に係る見解に対する回答書

年 月 日付け第 \_\_\_\_\_ 号の見解に対して、次のとおり回答します。

協議の成立	受付番号	( ) 第 一 号
	協議成立年月日	年 月 日
敷地の位置	地区名 _____ 所在地 大阪市 _____ 区	
デザイン性に係る大阪市の見解		見解に対する回答

年 月 日

大 阪 市 長 様

事業者 住 所

氏 名

(法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)

### エリアマネジメント広告物実績報告書

重点届出区域におけるデジタルサイネージ等取扱要綱第 15 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり提出します。

代理人 (定める場合)	住 所 _____ 氏 名 _____ 電話番号 _____ (担当: _____)	
協議の成立	受付番号	( ) 第 _____ 号
	協議成立年月日	年 月 日
敷地の位置	地区名 _____ 所在地 大阪市 _____ 区 _____	
広告物の種別	<input type="checkbox"/> デジタルサイネージ (低層部) <input type="checkbox"/> デジタルサイネージ (工事仮囲い) <input type="checkbox"/> デジタルサイネージ以外 (低層部) <input type="checkbox"/> デジタルサイネージ以外 (工事仮囲い) <input type="checkbox"/> デジタルサイネージ (中層部)	
設置工事完了日	年 月 日	
報告期間	(デジタルサイネージ) 年 月 日 ~ 年 月 日 (注1)	
表示・掲出期間	(デジタルサイネージ以外) 年 月 日 ~ 年 月 日	
デジタルサイネージのコンテンツ内容等	音声の有無 <input type="checkbox"/> 有 (最大音量 _____ dB) <input type="checkbox"/> 無 最大輝度 昼間 _____ cd/m <sup>2</sup> 夜間 _____ cd/m <sup>2</sup> スピーカーの種類等 (指向性等) _____ 広告の種別 <input type="checkbox"/> 自家用広告 <input type="checkbox"/> 商用広告 公共情報等の表示割合 _____ % 以上 表示時間帯 _____ : _____ ~ _____ : _____ まで コンテンツ作成者 _____ コンテンツ内容 ・ ・	
※受付欄	※受付年月日	年 月 日
	※受付番号	( ) 第 _____ 号
	※備考	

※のある欄は記入しないでください。

(注1) 8・9月分については、提出時点における実施予定を記載してください。

エリアマネジメント広告物運用時 チェックシート（デジタルサイネージ・低層部）

① 前提条件

【全地区共通】

- にぎわいの形成やまちの魅力向上につながるデザイン性の高いものとしている
- 当該広告物を設置するエリアマネジメント団体による内部取扱規定に変更はない  
→変更がある場合（ ）
- 当該広告物による収入はエリアマネジメント活動に充当されることについて、広く周知を行っている

⑥ 周辺への影響を抑えるための基準

【全地区共通】

- まぶしすぎない明るさとし、夜間等、外光の状況及び周辺の状況に配慮した輝度としている
  - 昼間の輝度：3,000cd/m<sup>2</sup>以下
    - これによらない場合（輝度：\_\_\_\_\_cd/m<sup>2</sup>）（理由：\_\_\_\_\_）
  - 夜間の輝度：800cd/m<sup>2</sup>以下
    - これによらない場合（輝度：\_\_\_\_\_cd/m<sup>2</sup>）（理由：\_\_\_\_\_）
- 明るく派手な高彩度色の利用を抑え、まちなみを阻害しない色彩としている
  - 補色や彩度差の大きい色の組み合わせを使用していない
  - 類似色や中間色など落ち着いた色としている
- 静止画の切替り（切替り間隔は 15 秒以上）としている
- 音声を使用していない

⑦ コンテンツの基準

【全地区共通】

- 商用広告を表示する場合、表示割合の 1/4 を超える公共情報等を提供している
- 自家用広告のみを表示する場合、表示割合の 1/10 を超える公共情報等を提供している
- 公序良俗に反しないものとしている
- 見る人に不快感や不安感を与えないものとしている
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に該当する営業に関する広告物の表示はない

エリアマネジメント広告物運用時 チェックシート（デジタルサイネージ・中層部）

① 前提条件

- にぎわいの形成やまちの魅力向上につながるデザイン性の高いものである
- 地域独自の基準や協議体制に変更はない  
⇒変更がある場合（ ）
- 当該広告物による収入はエリアマネジメント活動に充当されることについて、広く周知を行っている

⑤ 周辺への影響を抑えるための基準

- まぶしすぎない明るさとし、夜間等、外光の状況及び周辺の状況に配慮した輝度としている
  - 昼間の輝度：3,000cd/m<sup>2</sup>以下
    - これによらない場合（輝度：\_\_\_\_\_cd/m<sup>2</sup>）（理由：\_\_\_\_\_）
  - 夜間の輝度：800cd/m<sup>2</sup>以下
    - これによらない場合（輝度：\_\_\_\_\_cd/m<sup>2</sup>）（理由：\_\_\_\_\_）
- 明るく派手な高彩度色の利用を抑え、まちなみを阻害しない色彩としている
  - 補色や彩度差の大きい色の組み合わせを使用していない
  - 類似色や中間色など落ち着いた色としている
- 心身に悪影響を与えない、不快感を与えないゆるやかな表示速度、繰り返し回数としている
  - 急激にスライドを切り替えず、また、適切に情報が伝わる表示速度とする
- 不快感を与えない音量、音色としている

⑥ コンテンツの基準

- デザイン性の高いものとし、ニュースや災害時の避難情報等を除き、文字のみの広告物の表示としていない
- 公共情報等を提供し、その表示割合が1/4を超えている
- 災害時等において、行政等の要請に応じて必要情報等を提供する
- 公序良俗に反しないものとしている
- 見る人に不快感や不安感を与えないものとしている
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に該当する営業に関する広告物の表示はない

年 月 日

大 阪 市 長 様

事業者 住 所

氏 名

(法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)

### エリアマネジメント広告物実施計画書

重点届出区域におけるデジタルサイネージ等取扱要綱第 14 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり提出します。

代理人 (定める場合)	住 所 _____	
	氏 名 _____	
	電話番号 _____ (担当: _____)	
協議の成立	受付番号	( ) 第 _____ 号
	協議成立年月日	_____ 年 _____ 月 _____ 日
敷地の位置	地区名 _____ 所在地 大阪市 _____ 区 _____	
工事完了日	_____ 年 _____ 月 _____ 日	
実施期間	_____ 年 _____ 月 _____ 日 ~ _____ 年 _____ 月 _____ 日	
コンテンツ内容等	音声の有無 <input type="checkbox"/> 有 (最大音量 _____ dB) <input type="checkbox"/> 無 最大輝度 昼間 _____ cd/m <sup>2</sup> 夜間 _____ cd/m <sup>2</sup> スピーカーの種類等 (指向性等) _____ 広告の種類 <input type="checkbox"/> 自家用広告 <input type="checkbox"/> 商用広告 公共情報等の表示割合 _____ %以上 表示時間帯 _____ : _____ ~ _____ : _____ まで コンテンツ作成者 _____  ※コンテンツの変更予定がある場合、予定時期を記載してください。	
※受付欄	※受付年月日	_____ 年 _____ 月 _____ 日
	※備考	

※のある欄は記入しないでください。

第 号  
年 月 日

様

大阪市長

### デザイン性に係る見解通知書

年 月 日付けで報告のあった 年度の実績報告についてデザイン性に係る見解  
を取りまとめましたので、重点届出区域におけるデジタルサイネージ等取扱要綱第 14 条第 4 項の規  
定に基づき通知します。

協議の成立	受付番号	( ) 第 - 号
	協議成立年月日	年 月 日
敷地の位置	地区名 _____ 所在地 大阪市 _____ 区 _____	
第 15 条第 4 項 意見聴取	<input type="checkbox"/> 有 (第 回 年 月 日) <input type="checkbox"/> 無	
デザイン性に係 る大阪市の見解		

年 月 日

大 阪 市 長 様

事業者 住 所

氏 名

(法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)

### デザイン性に係る見解に対する回答書

年 月 日付けの見解に対して、次のとおり回答します。

協議の成立	受付番号	( ) 第 ー 号
	協議成立年月日	年 月 日
敷地の位置	地区名 _____ 所在地 大阪市 _____ 区 _____	
デザイン性に係る大阪市の見解		見解に対する回答

年 月 日

大 阪 市 長 様

事業者 住 所

氏 名

(法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)

### デジタルサイネージ廃止等届

重点届出区域におけるデジタルサイネージ等取扱要綱第 12 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

設置協議の成立	受付番号	( ) 第 ー 号
	協議成立年月日	年 月 日
敷地の位置	地区名 _____ 所在地 大阪市 _____ 区 _____	
廃止・運用停止日	年 月 日 (予定)	
廃止・運用停止理由		
※受付欄	※受付年月日	年 月 日
	※備考	

※のある欄は記入しないでください。

年 月 日

大 阪 市 長 様

事業者 住 所

氏 名

(法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)

### 広告物運用廃止届

重点届出区域におけるデジタルサイネージ等取扱要綱第 15 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

代理人 (定める場合)	住 所 _____	
	氏 名 _____	
	電話番号 _____ (担当: _____)	
協議の成立	受付番号	( ) 第 _____ 号
	協議成立年月日	_____ 年 _____ 月 _____ 日
敷地の位置	地区名 _____ 所在地 大阪市 _____ 区	
運用廃止日	_____ 年 _____ 月 _____ 日 (予定)	
運用廃止理由	<input type="checkbox"/> 第 15 条第 1 項第 1 号 (広告物の撤去によるもの) <input type="checkbox"/> 第 15 条第 1 項第 2 号 (認定の取消しによるもの)	
※受付欄	※受付年月日	_____ 年 _____ 月 _____ 日
	※備考	

※のある欄は記入しないでください。

年 月 日

大 阪 市 長 様

事業者 住 所

氏 名

(法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)

### 広告物運用休止届

重点届出区域におけるデジタルサイネージ等取扱要綱第 15 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

代理人 (定める場合)	住 所 _____	
	氏 名 _____	
	電話番号 _____ (担当: _____)	
協議の成立	受付番号	( ) 第 _____ 号
	協議成立年月日	_____ 年 _____ 月 _____ 日
敷地の位置	地区名 _____ 所在地 大阪市 _____ 区 _____	
運用休止期間	_____ 年 _____ 月 _____ 日 ~ _____ 年 _____ 月 _____ 日 (予定)	
運用休止理由		
※受付欄	※受付年月日	_____ 年 _____ 月 _____ 日
	※備考	

※のある欄は記入しないでください。

年 月 日

大 阪 市 長 様

事業者 住 所

氏 名

(法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)

### 広告物運用再開報告書

重点届出区域におけるデジタルサイネージ等取扱要綱第 15 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり報告します。

代理人 (定める場合)	住 所 _____
	氏 名 _____
	電話番号 _____ (担当: _____)
運用休止の届出	受付番号 _____ ( _____ ) 第 _____ 号
	届出年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日
敷地の位置	地区名 _____ 所在地 大阪市 _____ 区 _____
休止届出からの変更の有無	<input type="checkbox"/> 有 (注) <input type="checkbox"/> 無
運用再開時期	_____ 年 _____ 月 _____ 日 (予定)
※受付欄	※受付年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日
	※備考

※のある欄は記入しないでください。

(注) 変更がある場合、第 15 条第 4 項の規定に基づく変更協議又は第 15 条第 4 項ただし書の規定に基づく変更報告が必要になります。